

運賃保険料
込値段

七、運賃保険料込値段 前項の運賃込値段に、貨物の海上保険料を加へたる値段にして、現時海外貿易に廣く行はるゝものなり、例へば、輸入の場合に、横濱まで運賃保険料込（又は持）値段（或は單に略して横濱着値段）金壹千五百圓を ¥1,500 cif. Yokohama 云ふが如し。

陸揚濟値段

八、陸揚濟値段 前項七の値段に、貨物の陸揚費を加へたるものなり。

關稅込値段

九、關稅込値段 賣手に於て、輸入税を支拂ふべきことを約せる値段なり。

關稅未濟値段

十、關稅未濟値段 買手に於て、輸入税を支拂ふべき條件の値段にして、これは輸入通關手續の濟まざる輸入品の賣買の場合に行はる。

保稅倉庫渡
値段

十一、保稅倉庫渡値段 前項十の一種にして、保稅倉庫

持込値段

内に現に保管せらるゝ商品の賣買に行はる。

十二、持込（又は買主店渡）値段 買主の店舗又は倉庫まで持込むべき總費用を合算したる値段にして、前掲七の運賃保険料込値段へ、陸揚費、輸入關稅、車馬賃等を加へたるものなり。

諸掛向拂
値段

十三、諸掛向拂値段 買手に於て運賃、其他の諸掛を負担すべき場合の値段なり。

諸掛込値段

十四、諸掛込値段 前項の値段と反對に賣手に於て運賃、其他の諸掛を負担すべき場合の値段なり。

其他の値段

十五、其他の値段 前各項に示したるもの、外に Cif. Acc., Cif. & c., Cif. & c. 以下の C は Commission, I は Interest, E は Exchange の略字等の條件あれども特種のものに屬するを以て此所には其説明を省く。

符牒

符牒 値段を取極むる場合に普通の数字の代りに一定の暗語を使用することありて之を符牒と稱す符牒には通り又は仲間符牒と店符牒との二種あり前者は同業者一般に知れ居るものにして後者は其店のみにて秘密に用ふるものなり正札に價格を其まゝ表示せずして符牒を記せるものは後者に屬す左に其例を示す。

通り符牒 (元千原勇吉大才未平川 一三三四五六七八九十)

(吳服商)

店符牒 (アキナヒハセイジツニ 一三三四五六七八九〇)

割引、割戻

第三款 割引及割戻 割引及割戻とは、共に賣主が買主に對し、特に其取引値段を通例百分率にて低減する方法なり。

一、割引 割引は、取引値段の一部を値引することを云ひ、現金割引、慣習割引、取引割引の三種あり。
Cash Discount, Customary Discount, Trade Discount

割引

現金割引

慣習割引

取引割引

割戻

約定戻

イ、現金割引は掛賣値段にて取引を爲せる場合に買主が即時又は數日中に現金を以て支拂ひたるべき値引するものにして例へば現金拂

二分五厘引の如し、
1/2% for cash payment

口、慣習割引は或種の商業取引に行はるゝ慣習的割引にて例へば打賣値引の如し。

ハ、取引割引は巨額の取引に對し行はるゝ、値引なり。

ニ、割戻 割戻は一旦支拂はれたるご掛ごなれるごに關はず後に約定値段に對し其幾分の値引又は返戻を爲すものにて此方法は商品賣買の場合のみならず運送業保險業等にも行はるゝ、而して割戻に左の如き種類あり。

イ、約定戻とは、始めより特約して、三ヶ月・半年・一年間の如き或一定期間に於ける賣買總額の多寡に従ひ賣主が各顧客に對し或歩合の返戻を爲すことなり。

臨時戻

□ 臨時戻とは始めより特約することなくして各場合に從ひ臨時に割戻すことを云ふ。

秘密戻

ハ 秘密戻とは或特種の顧客に對してのみ特に割戻を爲すを云ふ。

第四節 受渡條件

商品賣買の條件中受渡の時期及場所に關するものは極めて重要なるもの、一なり、蓋し所有權の移轉運送相場等に大なる關係を有するを以てなり。

受渡の時期

第一款 受渡の時期 受渡時期の定め方に種々あり。

即時渡

一 即時渡 Ready 賣買契約と同時に貨物を引渡すを云ふ、若し即時渡其地何等引渡時期の取極めを爲さざりし時は賣主は何時にて引渡の用意を爲すべきものとす。

直渡

二、直渡 Prompt Delivery 賣買契約成立後一兩日乃至數日中に貨物を引渡すを云ふ。

近日渡

三、近日渡 Near Delivery 直渡より稍や長き期間内に貨物を引渡すを云ふ。

先渡

四、先渡 Forward Delivery (延べ渡) 豫め將來の一定期間を定め其期間内賣手の隨意の時に貨物を引渡すを云ふ、例へば當月中渡又は九月中渡と云ふが如し。

到着渡

五、到着渡 Delivery on arrival 輸入未着商品の賣買の場合に貨物到着次第に引渡すべき約束にして通例賣主は該貨物の積載船名を買主に通告するものとす。

近日船積渡

六、近日船積渡 Prompt shipment 賣買契約後短期間に船積せらるゝものを云ふ。

買方延べ渡

七、買方延べ渡 Forward Delivery at Buyer's Option 買主の都合次第にて將來の一定期間

船積延べ渡

内何時にても引渡を請求せらるゝものを云ふ。
八、船積延べ渡 *Shipment* 將來の特定期日までに賣買商品の船積を完了すべきものを云ふ、例へば九月三日船積渡とせば賣主は其延べ日たる九月三日までに、又五月六月船積渡とせば五月一日より六月末日までの間に船積を完了せらるべきものを云ふ。

出帆延べ渡

九、出帆延べ渡 *Shipping* 賣買商品を積載すべき船舶の出帆期日を約し其時までに積込むの意にして例へば三月十五日出帆延べ渡とは其船舶が三月十五日までに積出港を出帆すべき場合なり。

定期渡

十、定期渡 *On Fixed Date* 一定の期限後に引渡す約定にて、多くは月を以て示す。例へば二ヶ月後渡と云は、賣買契約の時より滿二ヶ月に引渡し又取引所の清算市場にて七月限と云は

受渡の場所

七月末の一定受渡日に實物を引渡すべきを云ふが如し。

第二款

受渡の場所 *Place of Delivery*

賣買商品の受渡場所は運賃其他

諸掛の負担に大關係を有し従つて賣買値段は之に基きて定めらるゝが故に、殆んど同一條件なれども、特に受渡場所を約するは、危険負担の移轉を明かに示さんが爲めなり、例へば本船渡と云は、通例は甲板に積込濟となりて引渡となり、賣主は此積込までの費用を負担して賣買値段を定め、且つ之れまでの危険を負ひ、買主は甲板積込濟の危険を負担するものなるが如し、されば値段の條件と、受渡場所の條件とは、大凡そ一致するものなれど、場合により例外なきにあらず、例へば値段の條件中に述べたる、運賃保険料込値段即ち *CIF* の如きは、其引渡場所は矢張り到着港なりと説く學者あれども、海外の有力なる商業學の泰斗等は、此説を否

○は賣主に於て到着港までの危険は責任を負はす

定し、該條件は全然賣買値段のみに關するものにして、毫も受渡場所に關係なきことを言明し居れり。

受渡場所に關し、何等の明約なきときは、特定物の場合には其現存の場所に於て、又不特定物の場合には買主の店舗に於て、引渡を爲すべきものとす。

受渡場所に關する用語の主なるもの次の如し。

一、現場渡 On Spot 契約の際商品の現存する場所にて引渡すを云ふ。

倉庫渡 Ex(Or In) Warehouse or Bond 現に保管倉庫又は保税倉庫内に在る貨物を保管中のまゝにて引渡すを云ふ。

停車場渡 At(Or Free) Station 賣主又は賣主營業地の特定せる鐵道停車場にて引渡さるゝを云ふ。

貨車渡 On Rail or In Truck 特定の鐵道停車場構内の貨車に積込みて

本船渡

引渡すものにして、之と同時に責任は買主に移轉するなり。
五、本船渡 On Board 貨物を積出港の本船の甲板に積込み了り、又は到着港にて本船に在る貨物を本船にて引渡さるゝを云ふ。

沖渡 Free Overseide (又は船腹渡) 貨物を、本船の卷卸機釣索ハシズにて釣下げて引渡し、買主は舢舨船を出して之が荷受を爲し、從て賣主の危険負担は、貨物が釣索を離るゝと同時に、買主に移るものを云ひ、此條件は前項に述べたる到着港本船渡に更に貨物の釣下げを加へたるものなり。

舢舨船渡 On Lighter 貨物を本船より舢舨船に積込みて引渡すを云ふ。

埠頭渡 Ex Quay 貨物を波止場に陸揚すると同時に、引渡済となるものを云ふ。

買主店渡

九、買主店渡 Payment 賣主は、貨物を買主の營業所にて引渡すものにして、買主は茲までの危険を負担す。

第五節 支拂方法

代金支拂の要件

代金の支拂に關し、重要な要件は、支拂の要具、時期、仕方等なり。

支拂要具

第一款 支拂要具 支拂要具とは、支拂の目的にて買主より賣主へ交付する物件にして、通貨及手形を云ふ、通貨とは既説の如き硬貨及紙幣を稱し、手形とは爲替手形、約束手形及小切手を稱す、而して手形を以てする場合は、未だ完全なる支拂にあらずして、支拂人が該手形に對し後日、通貨にて支拂ひたる時に、完全支拂となるなり。

支拂時期及仕方

第二款 支拂時期及仕方 Time and Terms of Payment 支拂には、前拂、引換拂、後拂の

前拂

三種あり。

一、前拂 Payment in advance 賣買貨物の引渡以前に、代金を支拂ふものにして、買主の信用薄弱なるか、又は目的商品が市場に品薄、若しくは特種品なる爲め、買主間に競争起れる如き場合に行はるゝが、前拂には全部の前拂と、一部の前拂とあり、雖も、單に前拂と云ふ時は、全部の前拂を意味するものと解して

手附金

差支なし、一部の前拂中に、手附金と稱するものあり、手附金は賣買契約履行の保証として、買主より賣主に渡し、後日全額支拂の際之を差引くを常とす、而して手附を交附したる場合には、賣買主の一方が契約の履行に着手するまでは、買主は手附流として其手附を抛棄し、賣主は其倍額を償還して、賣買契約の解除を爲すことを得るものとす。

引換拂

二、引換拂 Payment on Delivery 引換拂とは、商品若しくは其代表証券の引渡

と同時に、現金小切手は現金と見做すにて代金を支拂ふを云ふ。

現品引換拂

イ、現品引換拂(又は現金拂) 商品の引渡と同時に、貨幣若くは小切手にて代金を支拂ふを云ふ。
Cash on Delivery, C.O.D.

証券引換拂

ロ、証券引換拂 船荷証券、貨物引換証、倉庫証券の如き貨物代表証券、保険証券、送状等の書類の引渡と同時に支拂ふを云ふ。
Cash against Documents, C.A.D.

船積書類引換手形支拂

ハ、船積書類引換手形支拂 荷爲替の場合に、買主が船積書類船荷証券、保険証券、送状等と引換に手形の支拂を爲すを云ふ。
Shipping Documents

後拂

三、後拂 商品の引渡後或期間を隔て、代金の支拂を爲すを云ふ。
Deferred Payments

直拂

イ、直拂又は即時拂 商品引渡後、二三日中に代金を支拂ふものにして、割引なし。
Prompt cash

現拂

ロ、現拂又は正金拂 商品引渡後、五日乃至十日以内に代金を支拂ふものにして、割引なし。
Ready cash, Net cash

現拂二分五厘引

ハ、現拂二分五厘引 商品引渡後、五日乃至十日以内の支拂に對し、送状面金額より二分五厘の割引を爲すを云ふ。
 $2\frac{1}{2}\%$ for cash

一ヶ月拂二分五厘引

ニ、一ヶ月拂二分五厘引 商品引渡後、一ヶ月以内の支拂に對し、二分五厘の割引を爲すを云ふ。
 $2\frac{1}{2}\%$ One month

三ヶ月拂割引無し

ホ、三ヶ月拂割引無し 商品引渡後、三ヶ月以内の支拂に對し、割引せざるを云ふ。
 3 Months net

手形拂

ヘ、手形拂 商品引渡後一定の満期日に於て支拂はるべき、約束手形又は爲替手形にて支拂ふを云ふ。
By Bill

船積書類引換手形引受

ト、船積書類引換手形引受 荷爲替の場合に、手形の引受と引換に船積書類の交付を銀行より受くるものにして、此條件は支拂前に荷物代表証券を入手することを得るが故、買主には極めて有利なる方法なるも、賣主には或危険の伴ふものあるを以て、支拂の最も確實なる買主に對してのみ與ふる條件なりとす。
Documents against acceptance, D/A

定期拂

チ、定期拂 商品引渡後或一定の期日に代金を支拂ふものを云ふ。
On Term

掛

リ、掛 定期拂の一種にして、商品引渡後、或時期例へば月末、益暮何日目、On Account or on credit

何ヶ月目等に支拂ふものにして、其間の金利危険等を見込みて代金を定むるを以て、掛は普通値段より多少高し。

割賦拂

又、割賦拂 毎月又は或一定時期に、代金の一部づゝを済崩し的に支拂ふを云ふ。

交互計算

ル、交互計算 平素取引關係多く、互に債權債務を生ずる商人間に於て、取引の都度代金の受授決済を爲さず、其貸借關係を帳簿に記入し置き、半期末、年末等一定時期に、之を差引計算して、其差額のみを受授し、若くは之を次期の計算に繰越す方法にして、其利息に關しては我現行商法に左の規定あり。

第二百九十五條 相殺ニ因リテ生シタル殘額ニ付テハ債權者は計算閉鎖ノ日以後ノ法定利息ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ規定ハ各項目ヲ交互計算ニ組入レタル日ヨリ之ニ利息ヲ附スルコトヲ妨ケス

割戻に關しては既に述べたるを以て、茲には之を略し、又平均支拂期日に就ては別に之を説明すべし。

第三章 賣買取引の手續

第一節 註文の誘致

商品の賣買を業とする商人は、一方に於て出來得る丈け價格低廉にして、而かも品質良好なる商品を仕入るゝに苦心すると同時に、他方に於て各種の方法に依り、或は店頭顧客を誘引し、或は註文狀を發せしむるやう心掛けざるべからず、仕入に於て如何に成功するも、販賣方法に於て拙なるときは、同業者の競争激甚なる今日、到底他の後塵を拜するを免がれざるべし、されば廣告其他の方法により、顧客を誘致し、品質良好、價格低廉、取扱懇切なるを旨として、商戦に従はざるべからず、廣告に就ては既に前編に於て詳述したるを以て、此所には左記各種の方法に就き説明せんぞす。

廣告

店頭裝飾

第一款 店頭裝飾 自己の店舗に於て販賣する商品の見本を、陳列窓内に美術的に排列し、殊に夜間は電燈若くは瓦斯燈等の光線を巧に應用して其美を増さしめ、或はイルミネーションの裝飾看板を掲げ、以て通行者の注意を惹き、之を自店に誘致せんとするは、小賣販賣店に於て頗る重要な商策の一なりとす。

市況報告書

第二款 市況報告書 賣買業者は時に、市況報告書を製作し、之を取引先に發送して其参考に供すべきものとす、而して報告書中に記載すべき事項は、商品の相場、在荷、集散高、取引高、市價市況の豫測等を主なるものとす。

定價表

第三款 定價表 定價表は、自己の取扱に係る商品全般、又は一部の實際販賣價格を示したる表にして、時に之を改訂作製して取引先へ送付するものとす、定價表は其發行者

時價表

に對し、絶對の拘束力あるものにあらざるを以て、價格の變動多き貨物の場合は、或は日を限り、或は在荷を條件とし、或は折返しての注文を條件とする、制限的文言を附記すれども、變動少き貨物の場合は、次回の定價表發表までは有効として、注文に應ずること普通なり。

第四款

時價表

或商品の時價即ち相場の變動を、顧客に知らしむる爲め發行するものにして、其發行者に對して

は、絶對の拘束力なく、従て此相場と實際の賣買値段とは、必ずしも合致するものにあらず。

第五款

相場表

通常、取引先の照會に應じ、或種の商品の目下の値段及其他の條件を記載せるものにして、其發行者に對し一種の拘束力を有す。

第六款

見積書

取引先の請求に應じ、特定商品の特定

見積書

相場表

數量の値段に、運賃其他の必要諸掛を合算して見積りたる計算書にして、一定條件の下に之にて注文に應ずべきことを示したるものなり。

型録、營業案内

第七款 型録商品目録營業案内等 型録と營業案内とは大同小異なるが、唯だ前者は主として商品の賣買業者の使用するものにして、自己取扱に係る商品の品目・値段・割引率・説明・圖解・支拂條件・運送方法等に關する各種參考事項の要點を記述したるものなり。

見本

第八款 見本 見本に關しては、既に詳述したる如くなるが、注文の誘致方法の一として、見込ある買主へ見本を送付すること必要なるべし、周知の銘柄・商標等を有する商品に在りては、見本送付の要なしと雖も、其然らざるもの・新案商品・柄模様を主とする各種織物の如きは、其見本に値段其

他の説明書を添付するを可とす、此場合に對を成せるもの、例へば手袋・靴下の如きは、左右孰れか一方を送ること専ら行はる、見本は無代價なるを普通とすれども、相手方の請求により、高價見本を送付するときは、相當の見本代金を申受くることあり。

注文取

第九款 注文取 注文取とは、商品賣買業者の使用人にして、各地を巡回旅行して注文を取集むる者を云ふ、されば其派遣者は之により販路を擴張し得るのみならず、顧客の信用状態等を比較的確實に知るを得べし、海外にては注文の取集を獨立營業とせるものあり。

注文勧誘狀

第十款 注文勧誘狀 新方面に於ける確實なる商人に對し、又は久しく注文の途切れたる舊取引先へ對し、注文の勧誘狀を發送すること亦た必要なり、此場合には、見本・定價

表等を共に送り或は註文書式をも封入添付することあり。

第二節 賣買契約の締結

賣買契約の成立

第一款 賣買契約の成立 賣買契約とは、本編の冒頭に説きたる如く、賣買當事者の孰れか一方が申込を爲し、相手方が之に承諾を與ふるにより成立するものなり、而して該契約は、當事者の面談・郵便・電信・電話・仲介者等により成立すること勿論なるが、即時履行の場合を除きては、後段に述ぶる如き書面にて之を確かめ置くを可なりとす。

申込

申込 即ちオッフファーに關しては、我邦商人特にブローカー等の間に、原語のまゝにて、或は賣オッフファー、買オッフファーと云ひ、或はオッフファーを貸す、或はオッフファーを借る等の語行はれ、オッフファーなる語を恰も物件の如く取扱ひ居れるが、此場合のオッフファーは確定申込の意にして、貸又は借とは同一のオッフファーを立場を代へて見たるものなり、例へば、乙が

確定申込

甲より或商品に關し、十日間の賣オッフファーを借りたりと云はゞ、此期間中は他に買主あるも、甲は之を賣ること能はざるが如し、此場合に甲より見ればオッフファーの貸にして、乙より見れば借となる、而して前記の確定申込とは、承諾期間を定めたる申込にして、相手方が該期間中に承諾せざるときは、其以後の承諾は無効となる、尤も別に期間を明示せざる確定申込なる場合には、相當期間例へば郵便又は電報にての申込ならば、其往復日數等を標準としたる適當期と見て可なり、オッフファーなる語は、特に外國貿易に於て多く使用せられ、而かもオッフファーとオファーム、オッフファーとの間に、正確の區別なくして用ひらるゝ傾あれども、嚴格に云へば單にオッフファーなるものは、其申込人に於て値段の變更又は申込の撤回自由なるも、オファーム、オッフファーの場合には、其期間(明示と然らざるを問はず)中約束せらるゝものと云ふべし、期間の明示なき場合は、動もすれば承諾の後、虞あるを以て、「即時の返事を條件とし」折返し電報にての返事を條件とし等の語句を附すれども、此等は海外貿易に於て電報に依る申込の場合に多しとす。

承諾

申込に對する承諾は、明示なるを普通とすれども、黙示も場合により承諾と看做さるゝことあり(商法二七一條)

註文書及受書

第二款 註文書及受書 前述の如くにして契約成立せる場合、又は常に取引關係ある場合には、買主より註文書を送付し、賣主は之に對し受書を差出すを可とす、註文書は普通の書狀にても差支なしと雖も、種々の條件、例へば(一)商品の種類、品質、大小、形状(二)數量(三)値段(四)積出期限、受渡場所、積送方法(五)運賃、其他諸掛の負担(六)保險(七)代金支拂方法及其期限等を列記する必要があるを以て、此等の項目別に從ひたる書式を印刷し置き、必要に應じ之に記入し、且つ名宛、日附、番號等を附して送付するを普通とす、受書は簡單に註文書の日附、番號等を記入して註文を確認するものと、又は註文書の如く各項目を列記して確認するものとあれど、後者の

賣買契約書

優れるは、縷言を要せざるべし。

商品の取引後、或一定期限に受渡代金支拂等が履行せらるゝ契約に於ては、當事者間に同一文言の賣買契約書又は契約覺書を作製し、之に署名捺印、外國文のものは捺印なしして取交はすこととし、而して契約書に記載すべき事項は前述せる註文書の要件と大差なく、唯だ文言を契約書式となしたるのみなり。

仲立人證書

仲立人を介在して成立したる取引に於ては、既述の如く仲立人は、仲立人證書二通を作製し、即時履行の場合には仲立人の署名のみにて、一定期限後の履行の場合には、當事者の署名をも求め、之を各當事者へ交附するものとす。

手数料

第三款 手数料 仲介業者の賣買其他の仲介行為に對する報酬を弘く手数料又は口錢と稱し、殊に代理商の場合を代理商手数料、仲立人の場合を仲立人手数料、問屋の場合を問屋手数料と稱す、而して代理商手数料は一定時期に、又

支拂保証料

仲立人及問屋の手續料は、取引の都度支拂はるゝを例とせり。

代理商が賣掛代金の支拂を保証したる場合又は別段の約束習慣等により代金支拂の責に任せざる問屋が特に買主支拂の保証を爲したる場合には、普通の手數料以外に割増手續料を申受け、之を支拂保証料又は賣先資力保証料と稱す。
Del credere

手附

第四款 手附 賣買契約と同時に、買方をして手附金を納入せしめ、以て後日履行の保証とすることあり、手附に關しては、既に詳述したるを以て再録せず。
Earnest or Partin Money

第三節 荷造及荷印

商品の賣買契約又は委託販賣契約成立し、該商品を約束の地へ向け發送せんとするときは、荷送主は、之に荷造を施し、且つ其外面に荷印を附することを要す。
Packing Marking and Marks (Marking)

荷造

第一款 荷造 内地商業に於ても、遠隔なる地方へ商品を發送する場合には、鐵道省始め各運送業者は、荷造の堅牢なるべきを要求し居り、況んや波濤萬里を隔つる海外諸國へ商品を輸出する場合には、周到の注意を拂ひて、荷造の堅牢を計らざる可からず、蓋し自家商品の聲價は勿論、延ては我邦一般商品の聲價を失墜せしむるの虞あるを以てなり。

不完全荷造の結果

内地の運送に於ても發送貨物は運送機關及人夫仲仕等の手を経ること多しと雖も、海外行貨物は最初の所在地より目的地の倉庫に至るまで、大運送機關機械人夫等の手を経ること、内地に比し其幾十倍なるやを知らず、而かも荷造包装の不完全なるは、必ずしも本邦商人のみに限らず、試みに税關に赴きて實見するも、輸入貨物中に毀損漏泄等の甚しきものを發見するの現状なるが、就中我邦輸出貨物の荷造は、從來粗略不完全なるもの多く、海外より苦情の聲を聞くこと多きは遺憾なり、蓋し我邦輸出貨物の粗略なるは、荷造費節約の爲めなるべけれども、斯くては一方に於

て、我が邦商品の粗製濫造の聲に鑑みて、縦令優良品を送りたりとするも、他方に於て荷造不完全なるに於ては、到底商品の聲價を維持すること能はざるべし、而して荷造不完全なるときは、保險會社にて之が引受を拒絶するのみならず、不完全に起因する損害に對しては、保險會社汽船會社鐵道會社運送業者税關貨物取扱人等孰れも其責に任せざるを以て、其損害は結局荷主に歸すべきものなり。

荷造の仕方及種類

一、荷造の仕方及種類 荷造の仕方は、荷受主より特に指圖あるときは、之に従ふべきこと勿論なるが、然らざる場合には商品の種別・性質・荷造場所・商習慣・運送徑路・運送方法・季節其他の事情を參酌して、堅牢なる荷造法を施さざる可らず。

荷造の種類は木箱(Case)の裏附木箱(Tin-lined case)ドラム罐(Drum)透し箱(Crate, Baleton case)束括(Bundle, Bale)袋(Bag)俵(Bar)又は莖(Bale)樽(Cask, keg)小樽(Keel)大樽又は桶(Barrel, Butt)組入管(Nest)ネラ荷(Cargo in bulk)等にして、更に内容品の上に運送中損

荷造に關する注意事項

害の生ずべきを慮り、二重又は三重に油紙、防水紙布、フェルト等にて包み、外側には帶鐵を釘付にすることあり。
Hoop, Iron (Iron shipped)
荷造を施すに方り注意すべき原則を擧ぐれば、(イ)運搬に便なること、(ロ)適當なる填充材料を選び中詰に注意すること、(ハ)堅牢なること、(ニ)他の條件に違反せざる限り、成るべく荷造費を節約すること、(ホ)運送距離を參酌すること、(ヘ)重量を平均せしむること、(ト)出來得る限り容積を縮少すること、(チ)商品の性質を參考すること、(リ)慣例を重んずること等なり。

荷造の大小及形状

二、荷造の大小及形状 前項(リ)の慣例とは、從來貨物の荷造に或は賣買上、或は運送上の慣例あり、就中海外よりの輸入品の荷造は、取扱慣例の上より概ね特定せられ居り、從て單に荷造の大小形状の如何に依り、其品質の良否を判断し得るが故に、猥りに此等の荷造に變更を加ふべからざるなり、例へば鋳力板の如きは、百封度品と云は、必ず 14" x 20" の大きさのもの百十二枚にして、其一函の重量は壹百封度と

荷造人

定まり居るが如し。

三、荷造人 叙上の如くなるを以て、荷造は一種の技術と熟練を要す、されば歐米にては、出荷者自ら荷造設備を有する場合の外は、^{Professional Packers}專業の荷造人に依頼するを例とす。

荷印

第二款 荷印 運送貨物は、他の幾多の貨物と共に取扱るゝを以て、關係者が容易に識別引合はし得る爲め、荷造完了せる貨物包装の表面、見易き適當の個所に、各自の記號を附するここを要し、之を荷印と稱す、荷印は其貨物の船荷証券・保險証券・倉庫証券・稅關輸出入申告書等に必ず記載すべきものとす。

荷印の種類

荷印の形状意匠等は、各商店により一定せずと雖も、其重なる圖形中二三を擧ぐれば次の如し。

Diagram



菱形

Diamond



輪違ひ

Crossed circles



丸角

Triangle in circle



分銅

Double Indented Circle



ハート

Heart



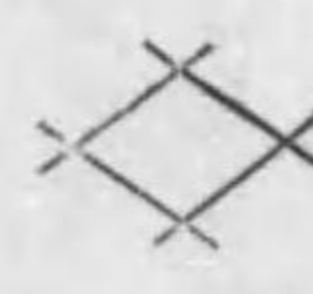
丸

Circle



三角

Triangle



井

Diamond with Projecting Ends



角

Square or Box



十字

Cross

右に示したる如き圖形の内部、若くは上方に荷受主又は荷送主の商號の頭字を入れる。例へば

に於て上圖は荷受主 John Jones の頭字にして、下圖は荷送主古河商事株式會社の略字なるが如し、又圖形中に數字を入れたるもの、例へば



の如きは註文若くは買付委託番號を表示せるものなり。

上述の如きは、總て主要荷印と稱するものなるが、本邦の著名なる商人の荷印を見るに、前記の如き荷印内部に自己の商號の頭字を入れたるもの多しと雖も、或は單に圖形のみもの、或は圖形なくして單に文字のみものあり、例へば次の如し



(三井物産株式會社)



(三菱商事株式會社)



(久原商事株式會社)

T. & C.

(合資會社高田商會)

以上の主要荷印の下部に下方荷印と稱し、輸出の場合に仕向港名を、又荷物個數多きときは個數番號を記入す、個數番號は上方に記することもあり例へば



に於て上圖は倫敦向個數四十個の中一個、又下圖は紐育向A組の第十番たることを示すが如し。

荷印を附するには、圖形・文字・數字等を切抜ける形付板と稱する、紙力板を置き、刷毛を墨汁に染まして、印記するを普通とす、荷印は長途の運送中動もすれば、磨消するの虞あるを以て、雨露海水等に對し抵抗力ある黒色又は濃青色の良質インクを使用するを可とす。商品の種類・性質等の如何によりては、其取扱方及置場所に多大の注意を

荷印を附する方法及注意

注意書

要するものあり従來其取扱方の不注意より重大なる結果を惹起せし例
尠なからずされば斯かる虞ある場合には貨物の表面に注意書きを附す
ることを要す例へば落すべからず(Not to be dropped)立て置くべし(Stand on End)

濡物用心(Keep Dry)壊れ物注意(Fragile with care)天地無用(This side up)手鍵無用(The no
hooks)機關室注意(Shove away from the boiler)下積無用(Not to be packed under heavy cargo)冷所
に置くべし(Keep in a cool place)腐敗物用心(Perishable goods)等の如し

第四節 商品の發送

前節に説きたる荷造荷印等の手續を了りたるときは荷送
主は荷物の發送を爲さざるべからず此場合に若し特別の
契約あらば之に従ふべきこと論なしと雖も契約なき場合
には該貨物の種類性質其他各般の事情を參酌し之が運送
機關及方法運送徑路運送取扱人等を選択して其中最良の
方法に依りて發送を爲さざるべからず。

運送機關及 方法の選擇

第一款 運送機關及方法の選擇 交通の盛なる地に於
ては、近距離運送と雖も、之が機關は多様に亘れること多し、
例へば京濱間、阪神間に於ては、貨物を輸送するに人馬牛車、
自動車、艇船、汽船、汽車等(航空機は別とし)の大小機關あり、況
んや長距離運送に於ては、最初の發送場所より目的場所に
至るまでには、此等の中少くも二三を経ざることなし、然れ
ども前掲各種運送機關中の小なるものは之を除き、汽船、汽
車の如き大機關に就て見るも、此等の中孰れか一方のみ利
用し得る土地に於ては困難なきも、兩者の便ある土地に於
ては、其孰れに依るべきかを選擇せざるべからず、更に此等
の二機關の一を選べりとするも、運送契約の方法、例へば汽
車積の場合に於て、客車便、貨車便、貨車貸切の孰れに依るべ
きか、又船積の場合に於て、個積契約と傭船契約との孰れに
依るべきか、
Passenger Train, Goods Train, Freight Train, Berthing
Bill of Lading Contract, Charter

運輸
徑路の
選擇

依るべきかを定めざるべからず、要するに此等の機關及方法を決定すべき標準は、荷物内容商品の種類・性質・數量・受渡時期・運送期間・運送費等なり。

第二款 運輸徑路の選擇 貨物の積出地と到着地との間に、運送徑路二若くは二以上あることあり、例へば日本より紐育へ貨物を輸送するには、太平洋を経て北米西海岸より陸路鐵道によるもの、太平洋より巴拿馬運河・大西洋を経るもの、印度洋・蘇士運河・地中海・大西洋を経るもの等あるが如し、而して此等の徑路中孰れを選ぶかは、前款に説明せる各標準事項に依るものごとす、蓋し徑路の選擇如何により、運送時日・運賃・保險・危險等に差あるを以てなり。

運送取扱人
の選擇及利
用

第三款 運送取扱人の選擇及利用 貨物の運送を託するに二方法あり、即ち一は荷送主自から運送業者(例へば鐵

見本

道業者・汽船會社等)へ交渉して運送契約を締結する場合、他の一は最も適當なる運送取扱人(俗に回漕問屋又は運送問屋)を選擇して、之に託する場合となり、後者は少量の貨物を發送するとき利用せらるゝこと通例なるが、又輸出貨物の場合には、數量の如何を問はず運送取扱人にして、Forwarding Agents 稅關貨物取扱人の資格ある者に託するときは、荷送主に代りて、Proctors 輸出關手續・船積手續等を了し、Customhouse 之を以て、之を利用するを最も便なりとす。

貨物の發送機關・方法・運輸徑路・運送取扱人(若し之を利用するにせば)等の選擇を終り、愈よ貨物の運送を託するに方りて、必要なる事項並に書類を左に略述すべし。

第四款 見本 見本の種類其他に關しては曩に詳述したる如くなるが、貨物發送に際し關係あるものを擧ぐれば、

イ、控又は本見本 發送商品と全く同一なる品質形状・重量等を有するものOriginal Samplesを控として残し置き、記號を附して後日の参照照會等に供ふべし。

ロ、發送又は積出見本 發送商品の見本を別に小荷物として、本貨物を搭載せる漁船にて荷受主へ送るを云ふ尤も該見本の數量極めて少きときは小包郵便に託して送ること通常なり。

ハ、先發見本 Advance Samples 此見本は、本貨物發送より前に豫じめ送り置くを云ふ。

第五款 送狀 Invoice 送狀とは、賣主が實際發送したる貨物の代價・立替へ運賃・保險料其他の諸掛・汽車便・汽船便等を明細に記入し且つ署名して、買主へ送付する書類なるが、運賃保險料込値段なるときは、此等を別に記入するに及ばず。

送狀の種類
地廻り送狀

送狀は其性質により左の如き種々の名稱あり。

一、地廻り送狀 Local Invoice 賣主と買主とが同一地域に居住するか、又は近接せる場所に居住する場合に使用する極めて簡

三 收 入 三 錢	狀 送
一、ライオン印毛莫大小シヤツ 壹百打 但新橋驛渡金五拾六圓替保險料込 此金五千六百圓也	一、松印靴下 但新橋驛渡金四圓五拾錢替保險料込 此金壹百參拾五圓也
合計金五千七百參拾五圓也	
右本日汽車便を以て御送荷申上候間着驛の上	
は御改品の上御受取被下度候也	
大正 年 月 日	
大阪市西區京町堀通一丁目	中井商店 印
東京銀座二丁目	吉野商店 御中

單なるものにして、貨物の代金のみを記入すること通例なり。

内地送状

二、内地送状 *Inland Invoice* 内地の取引に使用せらるゝものにして

前記の各必要事項を記入す。

委託品送状

三、買付送状 *Indent Invoice* 買付委託品を發送する場合に使用する

ものにして、此場合には前記の各必要事項の外に手数料をも記入す。

委託販賣送状

四、委託販賣送状 *Consignment Invoice* 委託販賣品を發送する場合の送状

なり。

船積送状

五、船積送状又は輸出送状 *Shipping Invoice* *Export Invoice* 船積送状は、單に送状とも

稱せられ、貨物を遠隔の地、殊に海外諸國へ輸出する場合に作製し、値段計算の根據となるべき數量・價格・品名・荷印其他の必要事項を記入せるものにして、我邦の關稅法に所謂

船積送状の種類

「仕入書」のこごなり、船積送状は、船荷証券、保險証券等と共に船積書類を構成する重要文書にして、輸出通關手續の場合 *Shipping Documents* (大正十二年一月より送状を輸出申告書に必ず添付すべき旨通達あり) 銀行と荷爲替手形取組の場合(組手形の枚數だけ)に必要なのみならず、荷送人の手元控として保管するもの、並に積出案内状に添へ二三回に分ちて荷受人に郵送するもの等、同一の送状數通を作製せざるべからず。

船積送状は取引條件の如何により其種類を異にし、從て其記入事項に相違あり。

一、現場渡値段送状 *Loco Invoice* 既說せる現場渡値段にて取引せる場合に使用する

送状にして、該値段の外に、荷造運賃其他一切の立替金等の詳細を記入するものとす、尤も輸出商が内地の製造者より所要商品を仕入れ且つ商品項目著しく多様なる場合には、該製造者より自己への送状を其ま、添付し、自己の送状へは單に右添付の旨、及諸立替金を記

入する外に、自己の利益を手数料として表はすことあり、此場合には賣主は殆んど買付委託を受けたると同様なり。

甲、**甲板渡値段送状** 甲板渡値段にて取引せる場合に使用するものにして、該値段を内譯せず其まゝ記入すれば可なり、例へば神戸甲板積 神戸甲板積 渡金貳千圓也とするが如し。

乙、**運賃込値段送状** 運賃込値段にて取引せる場合に使用するものにして、前項(甲)へ仕向港までの運賃を加へたる値段の送状に過ぎず、其記入法も殆んど同一にして例へば倫敦まで運賃込値段金百五十磅也とするが如し、然れども此種の送状は我邦輸入貿易には多く使用せらるれども、輸出貿易には稀なりとす

丙、**運賃保険料込値段送状** 運賃保険料込値段、即ち前項(乙)に保険料を附加せる値段にて取引せる場合の送状にして、今日其適用最も廣く且記載値段は内譯を要せず

丁、**持込値段送状** 買主店持込値段にて取引せる場合に使用する送状なれども、實際之れが適用尠しとす。

領事証明附送附

以上は一般の送状に就て説明したるが、濠洲向のものは總て値段の詳細内譯を要するものとす。

六、**領事証明附送状** 北米合衆國及智利、伯刺西爾等の南米諸國(其他葡萄牙)へ價格二百圓以上の貨物を輸出せんとするときは、尙外に領事送状を作成し、本邦駐在の當該領事の証明を受くることを要す、對米輸出用の領事送状に二種あり、一は普通の賣買即ち賣切の場合の輸出貨物に使用するもあにして、青色の用紙に印刷せられ、他の一は委託品として積送る輸出貨物の場合に使用するものにして、白色の用紙に印刷せらる、而して表面には普通の送状と殆んど同一の要件を記入するものなるが、裏面には領事の証明欄 Consular certificate 及び輸出入當事者又は代理人の証言欄 Declaration あり、輸出者は右三通を作成し、當該領事の証明を受けざるべからず、領事は其

内一通を手許に保存し、一通を輸出者に交付し、残りの一通を自ら輸入港の税關に送付すべきを以て、輸出者は交付を受けたる分を他の船積書類と共に輸入者に郵便することゝなるが、荷爲替の場合には、之れが取組用として更に一枚を請求することあり。(領事送状作成には手数料を要す)

見積送状

七、見積送状 以上各種の送状の外に見積(又は試算)送状なるものあれども、此送状は未だ取引の約定成立せざる以前に、買主の請求により、又は賣主より進んで或商品の原價、諸掛等の見積額を計算して、買主の参考に供せし假設的の送状に過ぎず。

原產地証明書

第六款 原產地証明書 輸出者は、其輸出貨物をして、輸入國に於て協定税率の適用を受けしめんと欲するときは、輸出地駐在の輸入國領事より、原產地證明書を受け、之を輸

陸運に依る貨物發送

入者に送付せざるべからず、該證明書は其貨物が輸出國に於て生産せられたるに相違なき旨を証言したるものなり。

運送状

第七款 陸運に依る貨物發送 本節の始めに説明したる如く、鐵道運送大貨物は、其貨物の等級により、運送便の種類(普通便及び急行便)貨物託送扱方(小口扱、貸切扱及び特殊扱等)を選定して發送するものなるが、貸切扱に依らずして託送せんとする場合には、荷受主は貨物運送状に品名、個數、重量、原價、荷送主及荷受主の姓名若しくは商號等の必要事項を記入し、貨物に添へて停車場大貨物係に差出すことを要す。然るときは鐵道係員は、運送状と託送貨物を照合し、運賃を計算するを以て、前拂ならば即時之を支拂ひて、貨物通知書の交付を受け、向拂ならば其旨該通知書に記入せらる。貨物通知書は單に貨物と引換へらるゝ引渡用のものに過

海運に依る
貨物發送

ぎざるを以て、荷送主が若し貨物引換証を得て、荷受主へ送付せんこせば、特に之が交付を請はざるべからず貨物引換証は裏書讓渡を爲し得べき流通証券の一なるを以て、荷送主は之により、銀行と荷爲替を取組み得るのみならず、荷受主は未着商品の賣買に供すること得。

第八款 海運に依る貨物發送 水上の運送は、弘く水運と稱し、河川運、河湖沼海洋等の運送を總稱すれども、其内最も重要なるは、海上運送即ち海運なりとす、而して海運に依る發送の方法には左の二種あり。

備船契約

一、備船契約 備船とは大貨主が自己の大量なる積荷を積送する爲め、船主へ直接に若し船舶仲立人を経て、船艙の全部又は一部の使用權を得ること同時に、船主は此積載貨物を運搬する契約なり(他人の爲めに運送業に従ふ者が全

個積契約

部備船することもあり、此場合には備船契約書貳通を作り、當事者各其一通を保存し、仲立人ある場合には、仲立人之れが三通を作成し、其正本を自ら保存し、副狀二通を各當事者に交付す、而して備船契約は、使用權の如何により、一部備船及び全部備船とに別ち、航路を定めたるものを定航路備船、期間を定めたるものを定期備船と云ひ、又積荷の種類により、石炭備船、穀物備船等の名あり、而して備船契約の場合にも、後述の船荷証券を發行することありとす。

二、個積契約 個積契約とは、個々の運送契約の意にて、即ち船主が多數の荷送主と個々に運送契約を取結ぶもの

にして、主として共用船に行はる、此契約の締結は荷送主が船主へ直接に行ふも、運送取扱人を経るも、孰れにても差支なし。

内國運送
出荷申込書

積荷受取証
船荷証券

積荷川送書

イ、内國運送 内國の運送即ち沿岸航路の場合には、手續簡單にして、出荷主若しくは運送取扱人は、出荷申込書を作り、之に荷印品名、個數原價其他の必要事項を記入し、貨物に添へて差出せば、現品を調査秤量の上、運賃を計算せらるべきを以て、即時之を支拂ひ又は向拂とし、積荷受取証の交付を受く、積送受取証は鐵道の場合の貨物通知書に相當し、流通証券にあらざるを以て、出荷主が若し荷爲替を取組まんとする場合には、船荷証券を請求せざるべからず。
出荷主自ら本船に積込をなす場合には、船會社より出荷申込書に基づき作成せらる、積荷川送書を得て、貨物と共に木船に回送す、川送書は本書一通、副二通ありて、副一通を荷物方へ、他の一通を本船に送り、本書は本船に留め、積込済の上にて副書に捺印して船頭に渡すも

海外運送

のとす

ロ、海外運送 海外の運送即ち外國航路の場合には、内國運送に比し手續稍や複雑なり、されば之に關しては後に輸出入手續の章に於て詳述すべし。

以上の如くして、鐵道又は汽船に荷物の積込手續を了したるときは、該貨物を運送若くは海上保險に附し、又銀行に荷爲替を取組み、然る後此等に關する通知書を荷受主へ發すること普通なるが、保險及び荷爲替に就ては、保險編並に金融編に於て之を詳説すべし。

第五節 受渡手續

運送業者又は運送取扱人より配達すべき貨物の場合は、荷受主自ら荷受即ち貨物受渡の手續を爲す必要なしと雖も、然らざる場合に於ては、荷受主自ら荷受の手續を爲さ

Charterer

鐵道貨物引
取手續

るべからず。

第一款 鐵道貨物引取手續 荷受主は、荷送主より(イ)直接に郵送し來れる貨物通知書又は貨物引換証の如き貨物代表証券に、又(ロ)荷爲替の場合には銀行を経て呈示せられたる手形の引受若くは支拂と引換に交付せられたる必要書類中の貨物引換証に、受取の旨を記して着驛に差出し、之と引換に貨物を引取るものとす。

貨物が到着したるときは、到着驛又は取扱人より貨物到着通知書を送附し來るも、引換證を發行せる場合には、荷受人不明なるを以て、單に揭示のみに止む。
引換証の所持人は、運賃向拂なるときは、之が支拂を爲さば、貨物の引渡を請求することを得ず。
貨物到着したるときは、縱令未だ通知書に接せず、若くは

到着通知書

通知未着書

引取に際し
ての注意

海運貨物引
取手續

揭示なしと雖も、貨物を引取り得べし、然るに若し引換証書が途中紛失若くは延着其他の事故の爲め、荷受主の手に達せざる場合には、荷受主は保証人連署の通知未着書を差入れて貨物を引取り、後ち引換証到着の上にて、之と引換ふるものとす。

貨物を引取るに際しては、必ず先づ貨物代表証券記載の貨物種類、品質、數量等に相違なきやを檢ため、若し滅失毀損、品質數量の相違等あらば、之に對し異議を申出づべし、縱令即時發見し得ざるものと雖も、異議の申出は引取後二週間内に爲さざるべからず。

第二款 海運貨物引取手續 海運による貨物の引取には、荷送主より荷受主へ直接に船積書類(積荷受取証若くは船荷証券の如き貨物代表証券、保險証券、送狀等)を送り來り、

保証狀

引取に際し
ての注意並
に所置

又は荷爲替の場合には銀行を経て支形の引受若くは支拂
と引換に此等の書類を交付せらるゝを以て、荷受主又は証
券所持人は、該代表証券に貨物領収の裏書を爲し、向拂運賃
ならば之を拂ひて貨物を受取るものとす、若し前項に所説
せる如く貨物到着せるも、代表証券未着なる場合には、荷受
主は保証狀を運送業者に差出して貨物を引取ることを得
べし、該保証狀は、前項の通知未着書と同様、後日代表証券入
手次第之と引換ふべき旨、並に如何なる事故の生ずるも、決
して迷惑を掛けざる旨を約束せる証書なり。

貨物の引取に際し、荷受主は其數量、毀損等を檢すること
必要にして、若し其損害が運送業者の過失に基けることを
發見したる場合には、貨物の引取前に、又即時發見し得ざる
損害の場合には、貨物引取後二週間以内に、運送業者に對し

85-P
21. 11707
17/60
1.07
1.05

問屋

40P
402
4P4
403

其通知を發して、賠償を求むべし、然れども代表証券に記載
ある、運送業者の免責條項に相當する損害に對しては、賠
償を求むることを得ず、若し其損害が天災其他不可抗力に
基因し、且つ保險契約により填補せらるべきものなるとき
は、速に保險會社の本支店代理店に通告して、求償すべく、又
損害が荷送主の責任に歸すべきものなるときは、直ちに其
旨を荷送主へ通告し、且つ其損害額を荷送主の借方勘定に
記入すべし。

第六節 委託品賣買

自己の名を以て、他人の爲めに物品の販賣又は買入を爲
すを業とする者を問屋と謂ひ、之に對し手数料を申受くる
ものごす、換言すれば、我現行商法の所謂問屋營業なるもの
を業とする者を問屋と謂ひ、之に對し手数料を申受くる
ものごす、換言すれば、我現行商法の所謂問屋營業なるもの

は、委託賣買即ち他人の委託を受けて、物品の販賣又は買入
Sales on Commissionれを爲すを業とするところなるを以て、通俗に所謂問屋より
も狭義なりとす、而して單なる媒介者たる仲立人が、特別の
意思表示又は慣習なき限り、其媒介行爲につき、當事者の爲
Brokersめに支拂其他の給付を受くることを得ざるに反し、問屋は、
委託者の爲めに爲したる販賣又は買入に因り、相手方に對
して自ら權利を得、義務を負ふものなるを以て、相手方の義
務不履行の場合には、委託者に對し自ら其責を負はざるべ
からず。

指値注文及
成行注文

問屋が委託者より物品の賣買を委託せらるゝに方り、豫じめ其値段の制
限を受くること、然らざること、あり、前者を指値注文Limit又は指値委託後
者を成行注文Limit又は成行委託と稱す、問屋が指値より廉價にて販賣を爲し、
又は高價にて買入を爲したる場合には、其差額を自ら負擔せざる時は、委

委託販賣

託者に對して賣買の効力なきものとす

賣上計算書

委託販賣は、曩に説明したる如く、自ら販賣するに不便、不
Consignment利等の事情ある者が、問屋に販賣を委託するものにして、委
託者は、貨物の發送と同時に、委託販賣送状を送り、問屋は、委
託品の一部賣却と共に、概算賣上計算書を委託者へ送付す
Consignment Invoiceることあるべく、又全都賣却済となりたるときは、賣上計算
Provisional Account Sales書又は賣上勘定書若くは仕切書を作成して、販賣品の數量、
單價、賣上總額等を表はし、之より販賣費用・立替金・約定の賣
Account Sales, A/B上手數料等を差引きたる正味賣上手取金を示し、該手取金
Selling Commissionは之を委託者に送付し、若は委託者の貸方勘定に記入し置
Net Proceedsきて、其指圖を待つを通例とす、問屋が委託者の依頼に應じ、
豫じめ試算賣上計算書を作成送付して、其参考に供すること
Pro-forma A/Bあるは、既に詳説したる如くなり、又問屋が再委託を爲し
Re-consignment

たる場合には、後の問屋は、物品賣捌の上、賣上計算書を作り、之を前問屋へ送り、前問屋は更に此計算書に基づき、自己の手續料を控除したる新賣上計算書を作りて、委託者に送付す。

買付委託

買付委託とは、自ら仕入を爲すに不便不利の位地に在る者が、一定の手續料を支拂ひて、買入方を問屋へ委託することなるが、委託者は、先づ買付委託書に必要事項を記入して、之を問屋へ送付すべし、問屋は、委託商品を買付けて、之を委託者へ發送すると同時に、買付計算書(Account Invoice)又は買付勘定書若くは仕切書(Indent Invoice)を作成送付するを通例とせるが、該計算書は、買付代金に買付費用・立替金・手續料等を加算したるものにして、此場合に問屋は、委託品發送と同時に、銀行にて荷爲替を取組み、勘定金額の全部若くは一部を入手したるときは、此旨

買付計算書

を計算書に記入するものごとす、前項委託販賣の様に、問屋は委託者の依頼により、豫じめ試算買付計算書(Pro-forma Invoice)を送ることあり。

平均支拂期日の算定

平均支拂期日算定とは、各異なる期日に於て支拂ふべき若干口の金額を、一時に皆済して債権者及び債務者の双方に損害なき平均支拂期日を求むる方法にして、即ち或金額を期日後、或期間借り續け置くより生ずる債務者の利益は、同金額を期限間だけ期日前に支拂ふより生ずる損失に等しと云ふ原則に基き、其算法には、貸借一方のみに數口あるものご、貸借双方ごも數口あるものごの二あり、されば普通の商人間、又は商人と問屋との間に於て、此方法により支拂期日を見出し、以て數口の相互の債務を決済せば、個々の支拂を爲すより著しく簡便なるべし。

交互計算

交互計算とは、既説せる如く、平素賣買取引を頻繁に行ひ、互に債權債務の關係續出する商人間に於て、各取引毎に代金の授受を爲さずして、自各の帳簿上に其貸借を記入し置き、一定の期末に差引を行ひ、其殘額を受渡し、又は次期の交互計算に繰越すものなるが、問屋に於ても同一人より委託販賣し、買付委託を頻繁に依頼せらるゝ關係あるときは、交互計算に依るを便なりとす。

手数料

問屋は、委託せられたる販賣又は買付の勞務に對し、手数料を申受く、之を問屋手数料又は口錢と稱す、其額は賣買高に對する一定割合にて、算出するを例とすれども、買付委託の場合には、買付原價に買付諸掛を加へたる額を基として算出することあり、而して問屋の手数料は、頻繁なる委託なき限りは、取引毎に支拂はるゝを常とす。

問屋の權限

問屋は其營業の性質上、自ら委託販賣品の買手となり、又は委託買入の賣手となることを得ず、然れども取引所の相場ある貨物の販賣、若くは買入の委託を受けたるときは、其通知を發したる時に於ける、取引所の相場を以て、問屋自ら買手となり、又は賣手となることを得るなり(商法第三一七條第三)

第四章 貨物輸出入手續

第一節 貨物輸出手續

我邦の輸出貨物は、無税なるを原則とするが故に、其輸出
手續は、輸入手續に比し簡單なるが、此所には運送取扱人の
手を経て出荷する手順を説明せん。

- 出荷申込書
- 輸出申告書
- 通關手續
- 輸出免狀

荷送主は、出荷申込書を作成し、貨物に添へて之を運送取
扱人へ交付するときは、運送取扱人は、汽船會社と運賃其他
の必要事項を協定したる後、輸出申告書及荷受主の送狀
(統計の必要上より必ず之を添附すべき事となり)と船積
港に於ける税關の當該係へ提出す、税關にては検査の上、輸
出申告書と聯絡一葉を成し居れる輸出免狀を切取り、之に
記入交付し、之を以て、之に基き更に汽船會社より積載
許可證(Permit)を得る。

船積指圖書

汽船の船長へ宛てたる船積指圖書を得て、貨物と共に之を

船員受取書

本船へ回漕するときは、本船にては、該貨物を検査秤量の上

船荷証券

指圖書と相違なきときは、船積指圖書と聯絡一葉を成せる

故障附船員
受取書

船員受取書を切取り、記入して交付すべきを以て、之を引換

故障附船荷
証券

に汽船會社より船荷証券を得て、之を荷送主に引渡すもの

損傷貨物保
証狀

とす、本船に於て検査の場合に、若し船積指圖書記載と異な

損傷貨物保
証狀

りて、貨物に損傷若くは荷不足あることを發見したるとき

損傷貨物保
証狀

は、其旨を記入せる所謂故障附船員受取書を發行し、汽船會

損傷貨物保
証狀

社は、之に基き故障附船荷証券を交付すべく、斯くては荷送

損傷貨物保
証狀

主は、銀行と荷爲替を取組むに、著しく不便なるを以て、斯か

損傷貨物保
証狀

る場合には、交渉の結果、損傷貨物保証狀(又は損害貨物船積

損傷貨物保
証狀

返り証)を汽船會社へ差入れ、着荷の上損傷に對する苦情を

損傷貨物保
証狀

生ずるも、會社に損害を蒙らしめざることを保証し、以て無

無疵船荷證券

疵船荷証券の交付を請求し、荷受主へは其旨申送ること普通なり。

條件附船積指圖書

若し出帆時刻切迫して、貨物を積込み得るや否や未定の場合には、船積指圖書に、實際餘地あらば積込むべき旨を記入することあり、之を條件附船積指圖書と稱す。

船荷証券の種類たる通船荷証券、赤荷証券等に關しては海運編に於て詳説すべし。

積戻手續

輸入貨物の積戻とは、一は實際輸入する目的にて一旦輸入せる貨物を、商況其他の事情により、再び海外へ積送る場合に於て、其手續は普通の輸出手續と同じ、他の一は商況の如何により輸入する目的を以て、一旦保税庫へ入れ置ける貨物を積戻する場合にして、其手續は積戻申告書を税關に差出し、積戻免狀を得て、出庫手續完了の後ち船積するものなり。

貨物の區別

第二節 貨物輸入手續

輸入貨物の積載船が、入港したるときは、所屬汽船會社又は其代理店より荷受主へ對し、入船通知を電話若くは書面にて爲すを常とし、輸入貨物の多數は有税品なるが故に、荷受主は該通知を受取る以前に、運送取扱人若くは税關貨物取扱人に船積書類を渡し置き、輸入貨物に關する一切の手續を委託するを便す。

第一款 貨物の區別 我が税關にては、事務取扱上各種の標準により、貨物を左の如く分類し居れり。

イ 外國貨物及び内國貨物 通關手續の濟否により區別したるものにして、前者は輸入手續未済品及び輸出手續終了品を稱し、後者は、輸出手續未済品及び輸入手續終了品を稱す、れば此區別は産地の如何を問はざるなり。

口 交易品及び禁制品 前者は自由に輸出入することを許可せられ居るもの、後者は一國の産業保護又は公の秩序、善良なる風俗維持の爲め、輸出入を禁制せられ居るものを稱す。

ハ 有税品・無税品及び免税品 有税品とは關稅を課せらるゝもの、無税品 *Dutiable Goods, Non-dutiable Goods, Free Goods* は關稅を課せらるゝもの、無税品とは全然關稅を課せられざるものにして朝鮮にては移出入共に課稅せらるゝを以て輸出入品に此區別有り更に無税品を不課稅品担保付不課稅品及免税品に區別し、不課稅品とは、御料品陸海軍の輸入に係る兵器・彈藥及爆發物軍艦・商品見本等二十三種の貨物を云ひ、擔保付不課稅品とは、輸入の際稅金額と同額を擔保を提供し、一定の期間内に輸出するものにして、運送貨物一時輸入品加工輸入品の三種あり、又免税品とは産業其他の理由の爲め免税せらるゝものにて、多く内地に産せざる我産業の原料品なり、輸入稅表中隨所に列舉せられ、約九十種に及ぶ。

輸入稅及稅率

第二款 輸入稅及び稅率 *Import Duty Tariff* 輸入貨物の大多數は、有税品、なること既に説明したり、而して關稅制度には、元來國定制

國定稅率

協定稅率

折衷稅率

度協定制度及び併用制度の三大別あり、國定制度とは、一國の法律により之を制定し、稅率の適用に關しては、外國の拘束を受けず、而かも通商各國に同一の輸入稅を適用するものにして、此制度に従ふ稅率を國定稅率National Tariffと稱し、協定制度は稅率全部を條約により協定し、稅率適用に關しては通商國の拘束を受くるものにして、之に従ふ稅率を協定稅率Conventional Tariffと稱す、然れども斯くの如き制度は、一國の體面上よりして、支那暹羅の如き國を除ては、對等國間に行はるゝことなし、第三の併用制度とは、國定と協定との併用制度にして、世界各國とも多くは此制度を採用し、其結果として最惠國約款以外に於て、更らに一步を進め特種重要品につき、相互利益交換の下に、低き稅率を協定貨物に適用し、以て貿易の進展を計らんとするなり、我邦は原則として、國定稅率を採用し、條

原產地證明書

約にて協定せる貨物に對しては協定稅率を適用し、即ち折衷稅率を適用し居れり、而して協定稅率に依るべき貨物の輸入者が、其特典に浴せんと欲せば、其協定國の生産品たることを証明すべき、原產地證明書を輸入申告書に添へて稅關に提出することを要す。

更に輸入稅賦課の標準に、從量稅及び從價稅の區別あり、前者は、貨物の重量容積により、後者は其價格によるものなるが、從價稅の基礎となるべき價格は、如何なる時期、如何なる場所に於ける價格に依るべきや、又原價なるや、諸掛込なるや等に就ては、各國共に多少其趣を異にし、我邦に於ては、大體輸入港に到着したるごきの價格、即ち運賃、保險料、込値、段送狀面價格を標準として、課稅することとなり居るも、元來送狀面金額は、當事者合意の上にて、隨意に輕減すること

輸入免狀

たる貨物を取纏め、検査を受くるものごす、斯くして検査終れば、無稅品及び免稅品に對しては、輸入申告書と聯絡一葉を成せる、輸入免狀を切取り、記入の上之を下付し、有稅品の場合には、稅額を査定し、納稅告知書を發行するを以て、申告者は金庫に稅金を納付して、其領收書を受取り、引換に輸入免狀の交付を受け、更に通關申告書に上屋使用料に相當する收入印紙を貼付し、通關許可証を受け、然る後に貨物を引取るものごす。

引取に關する注意

二、引取に關する注意 輸入貨物が稅關構内へ陸揚せられたる日より、七日以内(實際は餘裕ある限り約二週間に引取らざれば、稅關は荷受主の費用と危險に於て、收容せらるゝを以て、出來得る限り迅速に引取るを可とす、又貨物の損傷に關しては、免許以前なるに於ては、相當の減稅を爲し

原產地證明書

約にて協定せる貨物に對しては協定稅率を適用し、即ち折衷稅率を適用し居れり、而して協定稅率に依るべき貨物の輸入者が、其特典に浴せんと欲せば、其協定國の生産品たることを證明すべき、Certificate of Origin原產地證明書を輸入申告書に添へて稅關に提出することを要す。

更に輸入稅賦課の標準に、Specific Duty or Valorem Duty從量稅及び從價稅の區別あり、前者は、貨物の重量容積により、後者は其價格によるものなるが、從價稅の基礎となるべき價格は、如何なる時期、如何なる場所に於ける價格に依るべきや、又原價なるや、諸掛込なるや等に就ては、各國共に多少其趣を異にし、我邦に於ては、大體輸入港に到着したるとききの價格、即ちC.I.F. Invoice Amount運賃・保險料込値段送狀面價格を標準として、課稅することゝなり居るも、元來送狀面金額は、當事者合意の上にて、隨意に輕減すること

欠

欠

輸入免狀

引取に関する注意

たる貨物を取纏め、検査を受くるものごす、斯くして検査終れば、無税品及び免税品に對しては、輸入申告書と聯絡一葉を成せる、輸入免狀を切取り、記入の上之を下付し、有税品の場合には、税額を査定し、納税告知書を發行するを以て、申告者は金庫に税金を納付して、其領收書を受取り、引換に輸入免狀の交付を受け、更に通關申告書に上屋使用料に相當する收入印紙を貼付し、通關許可証を受け、然る後に貨物を引取るものごす。

二、引取に関する注意 輸入貨物が税關構内へ陸揚せられたる日より、七日以内(實際は餘裕ある限り約二週間に引取らざれば、税關は荷受主の費用と危険に於て、收容せらるゝを以て、出來得る限り迅速に引取るを可とす、又貨物の損傷に關しては、免許以前なるに於ては、相當の減税を爲し

得らるゝを以て、申告者は損傷發見次第其旨税關に申出づべきなり、然ども引取後は勿論其以前と雖も、納税濟の後、税關は申告者の申出を受理せざるが故に、汽船會社、保險會社等に對する交渉の關係より、貨物陸揚後は、出來得る限り速かに貨物の點檢を爲すべきなり、輸入申告以前に損傷を發見したるときは、汽船會社の立會を求め、損傷の程度を該申告書に附記するときは、税關は幾分減税を爲すべく、又陸揚不足貨物に對しては、申告者が汽船會社より不足の証明を得れば、税關は調査の上、税金の拂戻に應ずべし。

運送手續

三、運送手續 通關手續に關し廣く運送と稱するは、輸入手續未濟の外國貨物を、海路又は法定の陸路により、開港間、保税地域間又は開港と保税地域との間に移轉することにして、此内にて陸路就中一定の鐵道線路に由るもの即ち

陸路運送
(通過)

所謂通過の場合に於ては、先づ託送者は陸路運送申告書を當該税關に提出して、運送免狀を受け、貨物運送狀に之を添付し、貨物と共に鐵道業者へ交付するときは、發送運送目録三通を作成し、其内の一通は鐵道業者自己の手許之を保存し、他の一通を税關に提出して、税關吏立會の上貨物を積込み、又残りの一通を到着驛に送付す、託送者は同時に貨物通知書の交付並に運送免狀の返戻を受くるを以て、直ちに該通知書を到着驛の荷受人に送付し、以て貨物引取の具に供せしむべし、他方に於て到着驛は、貨物到着と同時に、到達運送目録二通を作成して税關に提出し、其内の一通には運送濟の記入を受けて、着驛自己の手許に保存すること共に、發驛より入手せる發送運送目録に到着日附を爲して該驛へ返送したる後、始めて貨物を荷受主へ引渡すものとす。

海路運送
(回漕)

運送の他の一たる海路運送即ち所謂回漕は、沿岸航行の當然の結果として、我國籍を有する船舶に限らる、而して託送者は、海路運送申告書を税關に提出し、運送免状を受けて船積を爲すものにして、此場合に船長は、回漕先毎に發送目錄二通を作成して税關に差出せば、其内の一通は税關の手元に控として保存せられ、残りの一通は到着地の税關へ送付せらるべし、貨物が陸揚港に到着したるときは、船長は到着運送目錄を其地の税關に差出し、税關にては之を發送運送目錄と照合し、荷受人が運送免状を呈示して、貨物引取を請求せるとき、該免状に運送済なる旨を記入して、返付せらる。

上述せる海陸孰れの場合に於ても、必要ありと認められたるときは、託送者は税關へ擔保を供せざるべからず。

貨物の収容
及び解除

公賣

四、 貨物の収容及び解除 保税倉庫又は税關假置場以外の保税地域内に、貨物を搬入したる後、七日以内に其保税地域外に搬出し、又は保税倉庫に入庫し、或は税關假置場に移入すべし、然らざれば税關は、貨物の利害關係人の費用と危険とに於て、之を其倉庫に収容し、三日以内に其旨を揭示す。而して此處分の解除を求めんとする關係人は、速かに収容貨物解除申告書を税關に差出し、該貨物に關する一切の費用及敷料を納入して、免許を受けざるべからず、關係人は免許の日より三日以内に、前述の如き搬出若くは移入を爲さざるときは、前同様に収容となり、六ヶ月を経るも、猶ほ解除申告を爲さざれば、税關は、該貨物の記號・番號・種類・箇數等を公告し、更に一ヶ月を経るも解除申告なき場合には、貨物を公賣に附し、其賣上代金中より關稅・敷料其他一切の費

保税倉庫

用を控除し、殘額あるときは、金庫に之を供託す、以上は一般貨物に對する手續なるが、永く収容に堪へざる貨物は、前述の期間に拘はらず公賣に附せらる。

通關手續中には、保税倉庫に於ける入出庫手續あり、雖も、之に關しては、後に倉庫編に於て説述する所あるべし。

第三節 税關貨物取扱人

税關貨物取扱人の業務

税關に於ける各種の手續即ち通關手續は、頗る複雑にして、従つて之に不慣なる者に在りては、敏捷を缺き若くは錯誤を生じ易きを以て、之を專業とする税關貨物取扱人に委託するを便なりとす、而して税關貨物取扱人とは、自己又は委託貨主の名に於て、通關手續を行ふを業とする者にして、税關長の免許を受け、五千圓以上一定額の身元保証金を納

手数料

付し、税關長の監督の下に、其業務を取扱ふものなり。

税關貨物取扱人は、自己の勞務の報酬として、荷主より手数料を申受くることを得れども、此取扱手数料は、其最高額を定めて、豫じめ税關長の許可を受けざるべからず。

責任

税關貨物取扱人の身元保証金は、税關に對する納付金の保証となり、他の一面に於ては、貨主に對する損害賠償の保証となる、蓋し税關貨物取扱人は、運送取扱人と同様に、自己若くは其使用人の過失に基固する損害に關しては、荷主に對し賠償の責を負ふべきものなるを以てなり。

兼業

税關貨物取扱の業務は、之を專業となす者の外に、運送取扱人若くは運送業者が之を兼營することあり。

第五章 賣買取引の機關

第一節 市場

市場の意義

市場とは貨物の賣買を行はんが爲め、一定の時期に多數人の集合する一定の公の場所を云ひ、此目的を有する人々をして、容易に相手方を求むるを得せしめ、需給の投合を迅速ならしめ、地方人をして市價の標準を知得せしめ、土地の繁榮を助長せしむるに極めて必要なるものにして、古來重要なる商業施設の一たり。

元來市場なる語は、廣義に謂ふときは、一般に商業の盛なる地域を總稱し、或は金融市場、爲替市場、運賃市場等に使用することあれども、此所には此等を除きたるものに就きて説述すべし、市場をシジャウと發音すること、イチバと發音す

市場の種類

ることによりても廣狹の意あり

市場を大別して二とす。

一、或特種物件の賣買取引を行ひ、一定の資格ある者に限り、取引を爲すことを得るもの、即ち取引所にして、市場中最も進歩せるものなり、而して其組織は、株式組織若くは會員組織なる法人なるが、取引所に關しては編を更めて詳説すべし。

二、其二は、現品若くは見本により現品の賣買を行ひ賣買者の資格に特に制限を設けざるものにして、之を二に種別することを得。

イ一定の場所に建設物を造營し、其構内に於て或特種の商品を限り賣買せしめ、其取引者に市場経費を負担せしむる組織にして、同業組合株式會社又は行政團體の管理の下に、市場規則を定め、直接若くは所屬仲買人を

して賣買せしむ、日々定刻に建つ魚市場、青物市場、古着市場、書籍市場及び公設市場の如き是れなり。

□古來各地方の慣習により、開かるゝ所謂市にして、都市町村の適當なる場所に、年若くは月數回一定の市日に人々集合し開催さるゝ定期市なり、例へば、東京に行はるゝ歳の市、盆の草市、西の市、雜市等、又大阪の瀬戸物市の如き之に屬す。

第二節 其他の取引機關

勸工場

第一款 勸工場 Parade 勸工場は、關西地方に於ける所謂勸商場と同一にして、一建設物の内部を適宜且つ秩序的に區別し、各小賣店は自己の權利場所に隨意に其商品を陳列し、特定の規約の下に營業するものなり、而して勸工場の建築物が、特別資本主の建設に係れる場合には、小賣人は各自の陳

共同販賣所

列店を賃借し、該建築物が聯合組合の建設なる場合には、小賣人は陳列店の使用權を得ることとなる。

第二款 共同販賣所 Arade 獨立せる多數の小賣商店が、一定地域の兩側に軒を並べて一街路を作りて、其通路は硝子張りとするところあり、營業するものにして、其賣買方法は、各小賣店の自由にして、從て直接の營業費用は、各自の負擔なれども、共通の經費は相應の分擔を爲さざるべからず、今日行はるゝ所謂公設市場なるものは、市場なると同時に主として食料品に關する共同販賣所の一種なりとも云ふことを得べし。

輸出品見本陳列所

第三款 輸出品見本陳列所 Commercial Museum 廣く商品陳列所と稱するものは、内外國の重要商品を蒐集し、之を秩序的に分類陳列して、其種類、意匠、價格、生産順序、製造工程、用途、販路等に關す

る詳細事項の説明を附して、公衆の縦覽に供する官公私立の陳列場にして、我邦に於ては農商務省商品陳列所を以て其模範とす、商品陳列所は、教育を目的とするもの、興業を目的とするもの、後者は、當業者の参考に資するを主眼とす、更に商品陳列所の一種にして、國産の販路擴張を目的とするものありて、此所には輸出品見本を陳列するのみならず、之が説明を與へ或は註文の取次を爲すことありとす。

第三編 倉庫

第一章 總說

第一節 倉庫業の意義及種類

倉庫とは、他人の爲めに寄託物品を保管する所を云ひ、普通倉庫及び特別倉庫の二種あり、倉庫業とは之を營業とすことにして、前記の種類に従ひ、普通倉庫業と特別倉庫業とに分たる、而して倉庫制度には官業と民業とありて、普通倉庫は私設私營なりと雖も、特別倉庫例へば保稅倉庫には、私設のもの、官設のものあり。

抑も國內商業、貿易の進歩發達に連れ、貨物の集散益々増大し來り、自己店舗に之を容るゝの餘地なく、縱令私有倉庫あるも、是亦多量の收容力なく、或は運送途上積替、積卸しの

場合に、一時之を保管すべき場所なく、或は外國貨物にして輸入手續未済のものを、一時假に收容すべき所なきが如きことあらば、商業取引に著しき不便を感じるのみならず、時として取引の進展を阻害すべきを以て、是等の需要に應ずるの目的より倉庫業の出現となり、今日に於ては重要なる商業分科の一を成すに至れり。

第二節 倉庫類似の業務

倉庫中には、固有の倉庫業に屬するものにあらずして、倉庫の名稱を附せらるゝものあり、信託倉庫の如きは其一にして、有價証券其他の貴重品の特別保護預の爲めに設けられたる倉庫を云ひ、我邦に於ては正金銀行、日本興業銀行等が此種の寄託を受け居れるが、其方法は全安保管函の使用

米券

を許し、其函の鍵及び符號を寄託者に與ふるものとす、又此外に産業倉庫又は交換寄託なるものありて、同一品質のものには預主を區別せずして、一箇所に混合保有し、代替物を以て引渡を爲すものにして、例へば我邦維新前より行はれ山形縣及熊本縣を始め、現今各米産地に行はるゝ米券倉庫なるものあり、其目的は營利にあらざるも、方法は代替物返還主義にして、一旦倉入の上、一切寄託主の區別を去り、嚴重なる検査の下に、一定の等級に類別し、之に對し米券と稱する一種の倉庫証券を發行するものなり。

第二章 普通倉庫

第一節 普通倉庫業

意義及び職能

普通倉庫業とは、關稅を負擔せざる商品其他の物品を、寄託者の依頼により、保管するを業とするものを云ふ。普通倉庫業者は、主として商品の保管を目的とし、從て交通運輸の至便なる位地に倉庫を設置し、保管貨物に對しては倉庫証券を發行し、寄託者をして、之により賣買及び金融上の便を得せしむ、而して倉庫業は一人の經營のものなきにあらざれど、大規模の倉庫の建設には、相當巨額の資本金を要するを以て、會社組織なること多しとす。

附隨業務

倉庫業者は、其固有の目的たる貨物保管の外に、幾多の附隨的業務を兼營し、以て、寄託者等の便を圖ること尠なから

ず、例は運送の取扱を爲し、荷役を爲し、賣主の爲めには代金、運送業者の爲めには運賃の代理取立を爲し、寄託貨物に對しては火災保險を契約し、寄託貨物を担保として金融を爲すが如し。

第二節 普通倉庫の種別及建設並設備

種別

倉庫は其保管の目的物、倉庫の所在、藏置の状態等種々の點より、種別することを得るものにして、一般倉庫は一般貨物の保管を目的とすれども、特種の貨物に對しては、特種の土地、構造を要するものあり、例は冷蔵倉庫、船舶なることあり、器具倉庫、家具倉庫、農具倉庫、鐵道及埠頭倉庫、物産倉庫、穀物、煙草、棉花、羊毛、石油、繭の各倉庫、耕作倉庫、散荷保管、鐵材、木の如き大面積を要するもの等なりとす。

倉庫は前述の如く商業上偉大なる職能を有するを以て、若し其所在地が一方に偏し、出入庫に不便なる如き場合に於ては、其職能の大半を失ふに至るべく、又假令好適の位地に在るも、狹隘に失すれば需要に應ず能はざるの憾あるべく、設備にして不完全ならば、貨物の出入に不便なるのみならず、或は之を毀損せしむる虞あり、されば倉庫の建設及び設備に對しては、周密なる注意を拂ふことを要するなり、今是等に就て主要なる點を擧げんに。

一、倉庫建設すべき位置は、商業上重要なる地點、例は開港地、大都會、鐵道交叉點等、海陸運輸の便を具へ、貨物の輻輳する所ならざるべからず。

二、倉庫敷地の地價、比較的大なる面積を要するを以て地價、地代の高價ならざることゝを要す。

位置

地價

構造

三、倉庫の構造は貨物の安全なる保管所として、世の信賴を繋ぎ得る程度に於て、堅牢・強固・便利を旨とし、火災・震動・雨漏・風化・盜難等の災害を豫防若くは耐持するに足り、他の一方に於て貨物の頻繁なる出入處理に不便なきを期すべし、例は1、建坪を減じて屋敷を増加すること、2、二階建よりも平屋を可とする事、3、倉庫と倉庫との間を成るべく廣く離隔すること、4、窓の配置を巧にし、燈火を用ひざるやうになすこと、5、窓は道路其他危險方面に開かざること、6、各倉庫に番號を附すること、7、起重機・見本室・競賣場を設くること等の如し。

第三節 保管貨物及保管料

普通倉庫業の目的たるべき貨物の種類は、貨幣・有價証券

保管貨物の種類

保管料及び決定標準

の如き貴重高價品にあらずして、通例商業取引の目的たる動産、即ち所謂多額保管に適するものなることを要す。

保管料とは、貨物保管に對する倉庫業の報酬にして、各種收入中最も重要なものなり、而して之が計算法には、貨物の價格に依る從價率、其重量に依る從量率、其容積に依る容積率、箇々に就て定むる單箇率の四種ありて、貨物の種類により其適用を異にせるが、是等の中にて最も多く用ひらるゝは單箇率なり、蓋し最も簡單なるを以てなり、然れども倉庫業者は、受託保管貨物に火災保險を附すること例なるを以て、所謂保管料なるものゝ中には、火災保險料をも包含するものとす、更に保管料は貨物と倉庫との需給關係によりて變動することあり、又保管料は出庫の際にあらざれば請求する能はざるものなれども、別の特約を爲す事を得べく、

保管の責任

倉庫業者は常得意に對しては、倉敷通帳を交付し、定期に保管料を請求するを常とす。

倉庫業者は受託者として、一般寄託の規定に従ふべきは勿論なるが、保管貨物の滅失又は毀損に付ては、自己又は其使用人が、該貨物に關し注意を怠らざりしことを証明するにあらざれば、損害賠償の責を免がるゝことを得ざるものとす。

第四節 倉庫証券

性質及び作用

倉庫業者は、普通倉庫たるに保稅倉庫たるに論なく、寄託者の請求ありたるときは、受取書の外に、倉庫証券を發行交付することゝを要するものなり、倉庫証券とは、保管物代表証券にして、之により該貨物を賣買又は質入することを得

Warehouse Receipts or Orders

べき一種の流通証券なり、官設保税倉庫にありては、貨物の庫入に對し、必ず預証券(Warehouse Receipts)倉荷証券に相當すを交付するものとす。

記載事項

倉庫証券に記載すべき法定事項は、(イ)受寄物の種類・品質・數量及び其荷造の種類・個數並に記號(ロ)寄託者の氏名又は商號(ハ)保管の場所(ニ)保管料(ホ)保管の期間を定めたるときは其期間(ヘ)受寄物を保険に附したるときは保険金額・保期間及び保險者の氏名又は商號(ト)証券の作成地及び其作成の年月日(チ)証券番號なるが、保税倉庫の發行するものは、以上の外に輸入税額をも記入すべきものとす、尙倉庫証券の方式は通例指圖式なるも、讓渡禁止文言なき限りは、記名式と雖も讓渡又は質入することを得べし。

單一証券制

我商法は、倉庫証券發行の方式として、並行証券制と單一

と並行証券制

預証券及び質入証券

証券制の二者を認め居れるが、前者は預証券及び質入証券の二枚より成り、後者は倉荷証券一枚にして、預証券及び質入証券を兼ねたるものなり。

並行証券制に於ては、賣買と質入との效用を各別に發揮せしめんとせるものにて、此場合には二枚を纏めて請求するにあらざれば、保管貨物を引取ることを得ず、又寄託者は未だ質入を爲さざる間は、二枚を各別に讓渡すを得ず、雖も、先づ質入証券を質入して金融に便し、然る後に預証券を以て貨物を賣却することを得るものとす、されば質入証券を質入したるときは、第一の質入裏書と稱し、預証券所持人は債權額・其利息及び辨濟期を、質入証券の裏面に記載して質權者に交付し、同時に質權者は、前記の要項を預証券に記載し、之に署名するにあらざれば、質權者は第三者に對抗す

倉荷證券

ることを得ず、此手續終りたる後は、兩証券の各所持人は各別に裏書讓渡すことを得るものとす。
倉荷証券は、預証券と質入証券とを兼たるものなるを以て、一枚にて賣買又は質入に供し得るも、同時に賣買質入の兩用に供せらるゝこと能はず、從て並行式のものに比し不便なれども、我邦商人は並行制の運用に依らずして、單一式のものを使用すること多し。

第五節 入出庫の手續

入庫手續

第一款 入庫手續 貨物の入庫を爲さんご欲する者は、先づ保管料率を承諾し、寄託申込書に必要事項を記入して差出せば、倉庫業者は貨物の種類・數量・荷造・個數・記號・火災保險金額等の要件につき實檢を行ひ、其上にて貨物の入庫手續

出庫手續

續を爲すものなるが、倉庫が營業所ご所在を異にするごきは、營業係員は書面又は電話に依りて、倉庫現場係ご交渉し、愈よ入庫を應諾することなれば、營業係は受寄物の明細要項を其帳簿に記入し、然る後寄託者の請求により(イ)單一証券若くは並行証券(ロ)禁流通保管證書の發行交付(ハ)通帳の記入の、何れかの方法を行ふものとす。
第二款 出庫手續 寄託者が貨物の全部又は一部を庫出せんごするごきは、証券を呈示し、相當保管料を納むべく、之に對し倉庫業者は、全部出庫の場合には、出庫欄に其全個數を記入し、署名せしめたる上にて証券を申受け、一部出庫の場合には、同じく其個數を記入し、檢印を捺して返還するか、又は殘部個數に對する新証券を發行交付す、又通帳の場合には、單に之に出庫個數を記入し、檢印を押捺するのみ。

質入証券を質入したる場合に、預証券所持人が、貨物の出庫を請求するには、質権の期限前にありては、該所持人は其旨を倉庫業者に申出で、之に質権全額及び其利子を供託して貨物を引取り、又質権満期の場合にありては、預証券所持人は、倉庫業者の營業所に於て、質入証券の所持人に對する債務を辨済し、質入証券の交付を受け、兩証券を纏めて、出庫の請求を爲すべきものとす。

質入証券質入の場合に於て、質権期限前に預証券所持人が、一部出庫を請求する場合、或は質入証券又は倉荷証券が、銀行に質入せられ居る場合の出庫手續は、前述のものと同や其趣を異にす。

第三章 特別倉庫

第一節 保税倉庫及税關倉庫

保税倉庫の
意義

保税倉庫の
聯能

種別
假置場

保税倉庫とは、輸入手續未済の外國貨物を保管するを主要目的とする特別倉庫を云ひ、其寄託貨物を輸出せんとせば、その儘輸出することを得るも、之を輸入せんとせば、正式の輸入手續を行はざるべからず、保税倉庫は、其官設・私設を問はず倉庫証券を發行するを以て、其商業上の効益は、普通倉庫と殆んど同一にして、而かも外國貿易に至大の便を與へ、又通過貿易を助長すること尠少ならず。

保税倉庫制度に於て認めらるるものは、保税倉庫と假置場との二にして、假置場とは、輸出入未済の外國貨物を一時假りに收容し、且其改装・仕分其他の手入を爲し、之に加工し、

又は混合し、若くは原料として製造を爲すことを得る所なり、而して保税倉庫も假置場も、共に官設と私設とありて、前者は税關又は税關支署に附設せられ、後者は税關長又は支署長監督の下に營業し、總て保税倉庫法及び假置場法に規律せらるゝものごとす。

官私設の業務上の差異

保税倉庫に入れ得べき貨物は、大藏大臣に於て其種類を定むることとなり居りて、輸入無税品・重量容量巨大なる物・損傷腐敗したる又は其虞ある物・發火爆發の危険ある物・動植物・不潔物等を除きては、概ね許可せらるゝことになり居るが、輸入税に關しては、税關は官設保税倉庫の入庫物に就ては、貨主をして担保を供せしむることを得、又私設保税倉庫の入庫物に就ては、倉庫主をして一切の責任を負はしめ、且つ其担保として現金又は國債証券を供託せしむ、何れの

場合に於ても、藏置最長期間滿二ケ年にして、之を経過せば輸入手續を爲さしめ、而かも貨物の引取を爲さざるごきは、收容することとなり、私設の場合には、納税其他の手續は總て倉庫主をして之を行はしむ。

假置場に藏置すべき貨物も、亦大藏大臣に於て、其種類を制限すべきものにして、特別の事由ある場合の外は、藏置期間は六ヶ月を最長期間とし、該期間經過後に移出せざるごきは、税關は之を收容することを得るものごとす。

第二節 入出庫の手續

保税倉庫に輸入貨物を寄託せんごするには、Declaration for warehousing 庫入申告書を倉庫所在地の税關又は支署に差出して検査を受け、Permit for Warehousing 庫入免狀交付の後、之を貨物に添へて倉庫へ送る、而して庫入後

は、官設倉庫に在りては税關長又は支署長の署名せる預証券を發行し、私設倉庫にありては單一証券又は並行証券を發行す。

保税倉庫より貨物を庫出せんとするには、積戻庫出Removal for Reshipmentと輸入庫出Removal for Home Consumptionの二種あり、此等の意義に就ては既に概説せる如くなるも、前者の場合の手續は、貨主は税關又は支署へ積戻申告書を差出して積戻免狀を受け、証券に添へて倉庫へ送り、保管料を支拂の上、出庫船積を爲す、又後者の場合には、輸入申告を前記の官署へ差出し、輸入税を納め輸入免狀を受け、之を証券に添へて倉庫へ送り、保管料支拂の後、庫出を爲す（一部出庫の場合には証券に其記入を受く）同一保税倉庫内に於ける庫移の場合には、庫移願書に對し庫移免狀を受け、一保税倉庫より他地方の保税倉庫へ庫移する場合には、

回送願書二通を作り、預証券と共に差出して検査を経て回送免狀を受け、陸路・海路により回送することゝなるが、之に關しても既に説述したるを以て再説せず。

假置場に貨物を移入せんとし、又は假置場藏置貨物を移出せんとするときは、税關の認可を要し、即ち前者にありては積載船舶の名稱・國籍・貨物の記號・番號・品名・箇數・數量・價格・藏置の目的等を記入せる申告書を提出すべく、後者にありては其目的に應じ輸入手續・積戻手續・運送手續・保税倉庫入庫手續の何れかを爲さざるべからず。

第三節 税關附屬の倉庫

税關に附屬する倉庫として、上屋・特許私設上屋・假置場・收容倉庫等なるが、上屋とは貿易貨物を陸揚し、検査・輸入税

其他の手續を了するまで、之を藏置する場所にして、設備の都合上、特許私設上屋なるものを許すことあり、上屋及び收容に關しては、既に輸出入手續の部に於て、又假置場に關しては、本章に於て説述したる如くなるが、收容倉庫に收容せらるゝものは、輸入貨物とは限らずして、輸出貨物と雖も、上屋の整理上、又は貨物の取締上必要と認むるときは、輸入貨物同様に收容せらるゝものとす。

最新商業要綱(上卷)終

受				讓 渡 欄			
大正 年	大正 月	大正 日	日 附	大正 年	大正 月	大正 日	日 附
			受取個數				讓 渡 人 氏 名 印
			殘餘個數				吉 野 謙 吉 印
			受取人氏名印				讓 受 人 氏 名
			當會社認印				島 山 豐 吉

輸出申告書

DECLARATION FOR EXPORTATION

積載船名
Name of Vessel.

船舶國籍
Flag.

検査申請年月日時

受付年月日時

申告番號

指定

指定	仕向港 Port of Destination.	仕向地 Place of Final Destination.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	數量 Quantity.	價 Value.		格計 Total
							原價 Original Value.	諸費 Charges	
1									
2									
3									
4									
5									
6									

申告者
Declarant.

申告年月日
Date.

國籍
Nationality.

住所
Address.

備考 Remarks.

監査課

検査課

監定課

明治四十五年一月一日改正

輸出申告書

DECLARATION FOR EXPORT

輸出書狀
EXPORT PERMIT.

積載船名 Name of Vessel. _____

船舶國籍 Flag. _____

年 _____ 月 _____ 日

記號番號 Marks and Numbrers.	包裝種類及個數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	數量 Quantity.

申告者 Declarant. _____

積載船名 Name of Vessel. _____

船舶國籍 Flag. _____

檢查申請年月日時 _____

指定	仕向港 Port of Destination.	仕向地 Place of Final Destination.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝種類及個數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.
1					
2					
3					
4					
5					
6					

申告者 Declarant. _____

申告年月日 Date. _____

國籍 Nationality. _____

住所 Address. _____

輸出申告書

INSTRUCTIONS.

- 1.—In the column of Charges, all charges, incurred up to the time of exportion, shall be mentioned.
- 2.—If the goods are foreign produce, the place of produce shall be mentioned in the column of Remarks.
- 3.—In case of exporting goods of foreign produce, of which exemption of import duty is desired, when re-imported, the purpose of exportation and place of re-importation shall be stated in the column of Remarks.

輸出申告心得
 一 諸費ハ輸出迄ニ生シタルモノヲ記入スヘシ
 一 外國産貨物ナルトキハ其ノ産地ヲ備考欄内ニ記入スヘシ
 一 關稅定率法第七條第十七號ニ依リ關稅ノ免除ヲ得ントスル外國産貨物ハ輸出ノ目的及再輸入ノ場所ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

1	2	3	4	5	6
關稅 雜費 其他				輸出 場所 備考	輸出 申告 書 印

明治四十五年一月一日改正

額

定額

日調定

明治四十五年一月一日改正

積載船名
Name of Vessel.

入港年月日
Date of Arrival.

輸入申告書

申告番號

船舶國籍
Flag.

検査申請年月日時

DECLARATION OF IMPORTATION.

受付年月日時

告知番號

指定

船荷證券番號 No. of B/L.	積出地 Place of Shipment.	仕入地 Place of Purchase.	産出地又製造地 Place of production or Manufacture.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	數量 Quantity.	價格 Value.	鑑定價	税目番號	税率	税額
1												
2												
3												
4												

申告者
Declarant.

國籍
Nationality.

申告年月日
Date.

住所
Address.

一個の重量

備考 Remarks.

製産原地證明書承認欄

監査課 徴収課

調定額

鑑定課 検査課

年月日調定

添附書類
Documents Attached.

明治四十五年一月一日改正

明治四十五年一月一日改正

輸入免狀

IMPORT PERMIT.

申告番號 _____

告知番號 _____

積載船名
Name of Vessel. _____

年 月 日

記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品 名 Name of Articles.	數 量 Quantity.	稅目番號 Tariff No.	一個ノ重量 Weight of One Package.
1					
2					
3					
4					

申告者

Declarant. _____

積載船名
Name of Vessel. _____

入港年月日
Date of Arrival. _____

輸入

DECLARATION

船舶國籍
Flag. _____

検査申請年月日時 _____

指 定

船荷證券番號 No. of B/L.	積出地 Place of Shipment.	仕入地 Place of Purchase.	産出地又ハ製造地 Place of production or Manufacture.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品 名 Name
1						
2						
3						
4						

申告者
Declarant. _____

國 籍
Nationality. _____

一個の重量

申告年月日
Date. _____

住 所
Address. _____

添附書類
Documents Attached. _____

月日	記號番號	品名	許放數	取扱者印	摘要

輸入申告心得

- 一 申告書ニハ仕入書ヲ添付スヘシ又仕譯書アルモノハ成ルヘク之ヲ差出スヘシ
- 一 協定税率ノ便益ヲ受ケントスル者ハ製産原地證明書ヲ添付スヘシ
- 一 申告書ハ黒インキヲ以テ讀ミ易キ様記入スヘシ
- 一 品名ハ輸入税表ノ區別ニ依リ詳細ニ記入スヘシ雜貨又ハ商品ト云フカ如キ汎稱ヲ用フヘカラス
- 一 價格ハ輸入港ニ到着シタル時ノ價格ナルヲ要ス
- 一 關稅定率法第八條第一號ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的加工ノ種類及加工者ノ氏名ヲ備考欄内ニ記入スヘシ
- 一 關稅定率法第八條第二號乃至第七號及第十條ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的及輸出港ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

INSTRUCTIONS.

- I—The declarant shall present the invoice of the declared goods, together with the specifications, if any.
- II—In order to enjoy the benefit of conventional tariff, the declarant shall present the certificate of origin.
- III—The declaration shall be written with blacking readably.
- IV—Name of articles shall be described in accordance with the requirements of the Import Tariff. No generic names, such as sundries or merchandise, shall be allowed.
- V—Value of articles shall be the value at the time of arrival at the port of importation.
- VI—In case of importing articles mentioned in No. 1 of Art. VIII of Customs Tariff Law, the purpose of importation, the kind of additional works and the name of artist, shall be mentioned in the column of Remarks.
- VII—In case of importing articles mentioned in Nos. 2 to 7 of Art. VIII and Art. X of Customs Tariff Law, the purpose of importation and the port of re-exportation shall be mentioned in the column of Remarks.

輸入申告書

輸入申告心得

一 申告書ニハ仕入書ヲ添付ス
 一 シ又仕譯書アルモノハ成
 ルヘク之ヲ差出スヘシ
 一 協定税率ノ便益ヲ受ケント
 スル者ハ製産原地證明書ヲ
 添付スヘシ
 一 申告書ハ黒「インキ」ヲ以テ
 讀ミ易キ様記入スヘシ
 一 品名ハ輸入税表ノ區別ニ依
 リ詳細ニ記入スヘシ雜貨又
 ハ商品ト云フカ如キ汎稱ヲ
 用フヘカラス
 一 價格ハ輸入港ニ到着シタル
 時ノ價格ナルヲ要ス
 一 關稅定率法第八條第一號ノ
 物品ナルトキハ輸入ノ目的
 加工ノ種類及加工者ノ氏名
 ヲ備考欄内ニ記入スヘシ
 一 關稅定率法第八條第二號乃
 至第七號及第十條ノ物品ナ
 ルトキハ輸入ノ目的及輸出
 港ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

INSTRUCTIONS.

- I—The declarant shall present the invoice of the declared goods, together with the specifications, if any.
- II—In order to enjoy the benefit of conventional tariff, the declarant shall present the certificate of origin.
- III—The declaration shall be written with blacking readably.
- IV—Name of articles shall be described in accordance with the requirements of the Import Tariff. No generic names, such as sundries or merchandise, shall be allowed.
- V—Value of articles shall be the value at the time of arrival at the port of importation.
- VI—In case of importing articles mentioned in No. 1 of Art. VIII of Customs Tariff Law, the purpose of importation, the kind of additional works and the name of artist, shall be mentioned in the column of Remarks.
- VII—In case of importing articles mentioned in Nos. 2 to 7 of Art. VIII and Art. X of Customs Tariff Law, the purpose of importation and the port of re-exportation shall be mentioned in the column of Remarks.

1	2	3	4
乙 號 統 計			

横濱税関許可

印
第
十
五
号

輸(移)出陸路運送申告書

運送先 _____

輸(移)出番號 _____

運送番號 _____

検査申請年月日時 _____

受付年月日時 _____

運送番號 _____

指 定

	仕向港	仕向地	記號番號	包裝ノ種類及個數	品 名	數 量	價 格		
							原 價	諸 費	計
1									
2									
3									
4									
5									
申告者 _____ 國 籍 _____							備 考		
年 月 日 _____ 住 所 _____									

横濱税關許可

(横濱税關書式)

新出圖書簽發申請書

申請單位：_____

日期：_____

1	2	3			4		5

申請單位：_____

大華印刷廠

輸(移)出免狀

輸(移)出番號 _____

運送番號 _____

記號番號	包裝ノ種類及個數	品名	數量
甲告者 _____			

輸(移)出貨物陸路運送免狀

番號 _____

運送先 _____

運送期間 _____

記號番號	包裝ノ種類及個數	品名	數量
申告者 _____			

雜出出

品名	數量	單位	備註

月日	記號番號	品名	許放記	取扱者印	摘要

明治四十四年七月一日改正

前積載船舶
Ex-Vessel

船舶國籍
Flag

海路運送申告書

DECLARATION FOR
SEA TRANSPORTATION.

申告番號 _____

受付年月日時 _____

積込船舶
To Vessel

運送ノ目的 Object of Transportation.	船荷證券番號 No of b/l	運送先 Destination.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.		數量又ハ尺度 Quantities or Measures.	巾又ハ徑 Inches or Diameters.	價 格 Value.	鑑定價	稅目 番號	稅率	稅 額
					內國貨物 Domestic Goods.	外國貨物 Foreign Goods.							
1													
2													
3													
4													

申告者 Declarant _____	國 籍 Nationality _____	1	一個ノ重量 備 考 Remarks.	擔保提供 _____ 到達年月日 _____ 擔保義務 解除年月日 _____	監查課
年月日 Date _____	住 所 Address _____	2			檢査課
		3			鑑定課
		4			徵收課 貨物課

明治四十四年七月一日改正

月 _____

海路運送免狀

PERMIT FOR SEA TRANSPORTATION.

運送先
Destination

前積載船舶
Ex-Vessel

船舶國籍
Flag

積込船舶
To Vessel

運送ノ目的 Object of Transportation.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.		數量 Quantities.	一個ノ重量
			內國貨物 Domestic Goods.	外國貨物 Foreign Goods.		
申告者 Declarant						

海路運送

DECLARATION
SEA TRANSPORTATION

前積載船舶
Ex-Vessel

船舶國籍
Flag

運送ノ目的 Object of Transportation.	船荷證券番號 No of b/l	運送先 Destination.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	
					內國貨物 Domestic Goods.	外國貨物 Foreign Goods.
申告者 Declarant				國籍 Nationality	1	一個ノ重量
年月日 Date				住所 Address	2	
					3	
					4	

海運提單

DECLARATION AT A TRANSPORTATION

船名 (Ship Name)

目的地 (Destination)

品名 (Description of Goods)	件數 (Quantity)	包裝號碼 (Number of Packages)	運輸日期 (Date of Transportation)

申報人姓名 (Declarant's Name) _____

申報人地址 (Declarant's Address) _____

申報日期 (Date of Declaration) _____

申報地點 (Place of Declaration) _____

船積月日 (Ship Date)	記號 (Mark)	個數 (Quantity)	品名 (Name)	取極者印 (Receiver's Seal)	摘要 (Summary)

申報人 (Declarant)

船名
Ship

海關運送申書

DECLARATION FOR SEA TRANSPORTATION

申報日期
Date of Declaration

申報地點
Place of Declaration

運送之目的 Object of Transportation	箱數 No. of Packages	運送地點 Destination	包裝號碼 Number and Description of Packages	貨物名稱 Name of Goods	數量 Quantity in Measures	價值 Value	申報日期 Date of Declaration	申報地點 Place of Declaration

申報日期 Date of Declaration		申報地點 Place of Declaration					

中華民國十五年一月一日修正

積戻申告書

申告號番 _____

前積載船舶
Ex-Vessel.
船舶國籍
Flag.
積込船舶
To Vessel.
船舶國籍
Flag.

入港年月日
Dte of
Arrival.

DECLARATION FOR RE-SHIPMENT.

検査申請年月日時 _____

受付年月日時 _____

船荷證券番號 No. of B/L	積出地 Place of Shipment.	仕向港 Port of Destination.	仕向地 Place of Final Destination.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類 及個數品名 Number and Description of Packages.	品 名 Name of Articles.	數 量 Quantity.	價 格 Value.
申告者 Declarant.					一個ノ重量	備考 Remarks.		總務課
年月日 Date.								検査課
國籍 Nationality.								
住所 Address.								

(横濱税關書式 Yokohama Customs Form.)

横濱税關許可

明治四十五年一月一日改正 定價貳錢

前積載船舶
Ex-Vessel.
船舶國籍
Flag.
積込船舶
To Vessel.
船舶國籍
Flag.

積 戻 免 狀
RE-SHIPMENT PERMIT.

RE-SHIPMENT PERMIT.

年 月 日 稅 關

記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類 及個數品名 Description of Packages.	品 名 Name of Articles.	數 量 Quantity.	一 個 ノ 重 量

申告者
Declarant.

前積載船舶
Ex-Vessel.
船舶國籍
Flag.
積込船舶
To Vessel.
船舶國籍
Flag.

入港年月日
Dte of
Arrival.

積 戻 申

DECLARATION FOR RE

検査申請年月日時

船荷證券番號 No. of B/L.	積出地 Place of Shipment.	仕向港 Port of Destination.	仕向地 Place of Final Destination.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類 及個數品名 Description of Packages.	一 個 ノ 重 量

申告者
Declarant. 國籍
Nationality.

年月日
Date. 住所
Address.

(横濱稅關書式 Yokohama Customs Form.)

領 申 書 (Application Form)

3			4		
1. 品名 (Name of Goods) 2. 數量 (Quantity) 3. 單位 (Unit) 4. 原產國 (Country of Origin) 5. 輸出港 (Port of Origin) 6. 輸入港 (Port of Destination) 7. 船名 (Name of Ship) 8. 船主 (Owner) 9. 船籍 (Nationality) 10. 代理人 (Agent)			11. 日期 (Date) 12. 申報人 (Applicant) 13. 地址 (Address)		

月 日	記號番號	品 名	許 放 數	取 扱 者 印	摘 要

申報人 (Applicant)

寄託主

吉野謙吉殿

書告申契贈

1		2		3		4	
Value	Quantity	Name of Article	Number and Name of Warehouse	Location	Place of Origin	Shipment	Date

寄託主

吉野謙吉殿

(贈送契書式 Yokoan (white form))

東洋倉庫株式會社

預 證 券

第五六七號

紙印 寄託主 吉野謙吉殿
一米 穀 肥後米參百俵

記號 荷造 俵入
數量 壹百拾四石
平均 參斗八升

入庫日 大正 年 月 日
保管期間 大正 年 月 日迄
保管場所 深川區佐賀町
保管料 百俵一月ニ付壹圓五拾錢
火災金額 金貳千圓也
保險期間 入庫日ヨリ出庫日迄
摘要 明治火災保險株式會社

商法之規定ヲ遵守シ券面之約條ニ從ヒ前記之貨物正ニ預リ候寄託主又ハ其指圖人へ此證券及第五六七號質入證券引換ニ可相渡候也

大正 年 月 日當會社東京本店ニ於テ本券ヲ作成ス

東洋倉庫株式會社

支配人

條 約

- 寄託主及預證券所持人質入證券所持人ハ左ノ條項ヲ約諾スルモノトス
- 寄託物保管中當會社ニ於テ損失ノ責ニ任スルハ雨漏盜難紛失ノ場合限ルヘシ
- 天災事變強盜其他抗拒ス可カラサル災厄ニ罹リ又ハ鼠蟻蟲入其他寄託物ノ性質氣候ノ變遷ヨリ生シタル損害ハ當會社其責ニ任セス
- 寄託物保管中腐敗變質損傷等ニ因リ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ及ホスノ虞アルトキハ寄託主及預證券所持人ニ書狀又ハ新聞紙廣告ヲ以テ寄託物處分ノ催告ヲナス若シ寄託主其他證券所持人ニ於テ等閑ニ附シタル爲メ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ生シタルトキハ寄託物ノ價ヲ以テ其賠償ニ充テ尙ホ不足アルトキハ寄託主又ハ預證券所持人ニ對シ其償還ヲ求ムルモノトス
- 預證券所持人ニ於テ寄託物ノ一部ヲ内出セントスルトキハ其割合ニ應スル保管料立換金并ニ費用ヲ支拂ヒ預證券及質入證券裏面ノ内受取欄内ニ掲載シタル要件ヲ記入シテ調印シ當會社ノ認印ヲ得テ寄託物ノ引渡ヲ受クルヲ得ヘシ但寄託物ニ對シ質權ヲ設定シタル場合ハ其内出個數ノ平均率ニ相當スル金額ヲ當會社ニ供託スヘシ當會社ハ質入證券所持人ニ代リ辨濟トシテ之ヲ受ケヘシ
- 寄託物ノ出入運搬ハ勿論廣告検査并ニ保存等ニ要シタル諸費用ハ都テ委託主又ハ預證券所持人ノ負擔タルヘシ
- 保管滿期ニ至リ寄託物ノ出庫ヲナサ、ル乎又ハ寄託繼續等ノ手續ヲ怠リタルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケヘシ且商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ處分スルコトアルヘシ
- 預證券又ハ質入證券ヲ滅失シタルトキハ其所持人ハ相當ノ擔保ヲ供シ新證券ノ交付ヲ請求スルヲ得ヘシ但管轄區裁判所ニ於テ除權判決確定スルニアラサルハ其擔保物件ハ之ヲ返戻セサルモノトス
- 火災保險附寄託物ノ内受取リヲナシタルトキハ其割合ニ應シ保險金額モ減少スルモノトス
- 預證券裏面内受取欄内ナル供託金ハ當會社ニ於テ質權者ニ代ハリ辨濟トシテ受取タルモノナレハ必ス質入證券ト引換ニ其所持人ニ渡スヘシ

質權 一金壹千八百圓也 年利八分之割
辨濟期日大正 年 月 日第一質權者
大正 年 月 日
合資 三菱銀行深川支店

第五六七號

印紙		寄託主		吉野謙吉殿	
一 米		穀		肥後米參百俵	
記號	◎	荷造	俵入	保管場所	深川區佐賀町
數量	壹百拾四石	平均	參斗八升	保管料	百俵一月二付壹圓五拾錢
入庫日	大正八年八月廿八日	火災	金額	金貳千圓	入庫日ヨリ出庫日迄
摘要	明治火災保險株式會社	火災	金額	金貳千圓	入庫日ヨリ出庫日迄

賣		買		讓		與		內		受		取	
大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年
此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物	此證券之貨物
大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年
殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也	殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也
吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉	吉野謙吉

此證券之貨物悉皆正ニ受取候也
 大正 年 月 日 寄託主
 吉野謙吉

前記内渡ニ對スル供託金合計金參百五拾圓也
 本日畠山豊吉殿へ仕拂相立候也
 大正 年 月 日
 東洋倉 印 庫株式會社

受取タル個數 受取人氏名 供託金 當會社認印
 大正 年 月 日 五拾俵 吉野謙吉 金參百五拾圓

大正 年 月 日 殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也
 大正 年 月 日 殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也

大正 年 月 日 殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也
 大正 年 月 日 殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也

大正 年 月 日 殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也
 大正 年 月 日 殿又ハ其指圖人へ御渡可被下候也

東洋倉庫株式會社

質入證券

第五六七號

印紙		寄託主		吉野謙吉殿	
一米		穀		肥後米參百俵	
記號	◎	保管場所	深川區佐賀町		
荷造	俵入	保管料	百俵一月ニ付壹圓五拾錢		
數總量	壹百拾四石	火金額	金貳千圓		
量平均	參斗八升	災期間	入庫日ヨリ出庫日迄		
入庫日	大正八年 月 日	保險	明治火災保險株式會社		
保管期間	大正八年 月 日迄	摘要			

前記之貨物正ニ預リ候商法ノ規定ヲ遵守シ第五六七號
預證券ト共ニ本券ヲ發行候也

大正 年 月 日當會社東京本店ニ於テ本券ヲ作成ス

東洋倉庫 印 株式會社

支配人

約 條

- 寄託主及ヒ預證券所持人質入證券所持人ハ左ノ條項ヲ約諾スルモノトス
- 寄託物保管中當會社ニ於テ損失ノ責ニ任スルハ雨漏盜難紛失ノ場合ニ限ルヘシ
- 天災事變強盜其他抗拒ス可カラサル災厄ニ罹リ又ハ鼠蟻蟲入其他寄託物ノ性質氣候ノ變遷ヨリ生シタル損害ハ當會社其責ニ任セズ
- 寄託物保管中腐敗變質損傷等ニ因リ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ及ホスノ虞アルトキハ寄託主及ヒ預證券所持人ニ書狀又ハ新聞紙廣告ヲ以テ寄託物處分ノ催告ヲナス若シ寄託主其他證券所持人ニ於テ等閑ニ附シタル爲メ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ生シタルトキハ寄託物ノ價ヲ以テ其賠償ニ充テ尙ホ不足アルトキハ寄託主又ハ預證券所持人ニ對シ其償還ヲ求ムルモノトス
- 預證券所持人ニ於テ寄託物ノ一部ヲ内出セントスルトキハ其割合ニ應スル保管料立換金并ニ費用ヲ支拂ヒ預證券及ヒ質入證券裏面ノ内受取欄内ニ掲載シタル要件ヲ記入シテ調印シ當會社ノ認印ヲ得テ寄託物ノ引渡ヲ受クルヲ得ヘシ但寄託物ニ對シ質權ヲ設定シタル場合ハ其内出個數ノ平均率ニ相當スル金額ヲ當會社ニ供託スヘシ當會社ハ質入證券所持人ニ代リ辨濟トシテ之ヲ受クヘシ
- 寄託物ノ出入運搬ハ勿論廣告檢査并ニ保存等ニ要シタル諸費用ハ都テ寄託主又ハ預證券所持人ノ負擔タルヘシ
- 保管滿期ニ至リ寄託物ノ出庫ヲナサ、ル乎又ハ寄託繼續等ノ手續ヲ怠リタルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受クヘシ且商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ處分スルコトアルヘシ
- 預證券又ハ質入證券ヲ滅失シタルトキハ其所持人ハ相當ノ擔保ヲ供ヘ新證券ノ交付ヲ請求スルヲ得ヘシ但管轄區裁判所ニ於テ除權判決確定スルニアラサレハ其擔保物件ハ之ヲ返戻セサルモノトス
- 火災保險附寄託物ノ内受取リヲナシタルトキハ其割合ニ應シ保險金額モ減少スルモノトス
- 預證券裏面内受取欄内ナル供託金ハ當會社ニ於テ質權者ニ代ハリ辨濟トシテ受取タルモノナレハ必ズ質入證券ト引換ニ之ヲ所持人ニ渡スヘシ

此證券之貨物悉皆正ニ受取候也

大正 年 月 日 寄託主

島山豐吉

東洋倉庫 印 株式會社

大正 年 月 日

東洋倉庫株式會社

質入	キ		場		合		取		受		内		渡	讓
	取	受	取	受	取	受	取	受	取	受	取	受		
<p>本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也 大正 年 月 日 吉野謙吉 印</p>														
<p>本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也 大正 年 月 日 吉野謙吉 印</p>														
<p>本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也 大正 年 月 日 殿</p>														
<p>本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也 大正 年 月 日 殿</p>														
<p>受取タル年月日 受取タル個數 受取人氏名印 當會社認印</p>														
<p>大正 年 月 日 五拾 俵 吉野謙吉</p>														
<p>大正 年 月 日 大正 年 月 日 大正 年 月 日 大正 年 月 日</p>														
<p>一金壹千八百圓也 年利八分ノ割 右金額 年 月 日 貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ 此證券引換ニ無相違辨濟可仕候也 大正 年 月 日 吉野謙吉 印</p>														
<p>前記之金額ハ(第二質)殿又ハ其指圖人ニ御支拂可被成候也 大正 年 月 日 第一質 權者</p>														
<p>前記之金額ハ 殿又ハ其指圖人ニ御支拂可被成候也 大正 年 月 日</p>														
<p>一 金 (競賣代金) 寄託物件競賣代金清算ヲ遂ケ前記之金額質權者(第二質權者)ニ正 二支拂候也 大正 年 月 日 東洋倉庫株式會社 前記之金額正ニ請取候也 大正 年 月 日 會社 三 菱 銀行 深川支店 印</p>														

No. 400,

種類	米穀	伊勢米	五百俵
個數	五百	五百	五百
品質	伊勢米	伊勢米	伊勢米
記號	伊勢米	伊勢米	伊勢米
寄託者	吉野謙吉殿		
保管場所	深川區佐賀町		
保管料	百俵一ヶ月 壹圓五拾錢		

前記之金額ハ(第二質)殿又ハ其指圖人ニ御支拂可被成候也

大正 年 月 日

第一質 權者

質 權 讓 渡

前記之金額ハ

大正 年 月 日

殿又ハ其指圖人ニ御支拂可被成候也

一金 (競賣代金)

寄託物件競賣代金清算ヲ遂ケ前記之金額質權者(第二質權者)ニ正

支拂候也

東洋倉庫株式會社

前記之金額正ニ請取候也

大正 年 月 日

會社 三 菱 銀行 深川支店 印

No. 400,

倉 庫 證 券

種類	米 穀	伊 勢 米	伊 勢 米	五百 俵
個數				
品質				
記號				
荷造				
數量	十 八 千 貫			
平均				
入庫日	大正 年 月 日			
保管期間	大正 年 月 日迄			
保管場所	深川區佐賀町			
保管料	百俵一ヶ月 壹圓五拾錢			
火災金	金 參 千 五 百 圓			
保額	壹百圓ニ付金拾五錢			
保期	自入庫日時至出庫日時			
保險者	明治火災保險株式會社			
摘要				

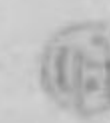
前記ノ貨物券面ノ約條ニ從ヒ正ニ相預リ候寄託者又ハ其指圖人

ニ本證券引換ニ可相渡候也

大正 年 月 日 東京市深川區佐賀町貳番地ニ於テ本證券ヲ作成ス

東洋倉庫株式會社

事務取締役



本證券所持人ハ左ノ條項ヲ約諾セルモノトス

- 一、氣候ノ變遷、防疫風噴、蟲入、貨物ノ性質若クハ瑕疵荷造ノ不完全又ハ抗拒スヘカラザル災厄ニ因リ受寄物ニ生シタル損害ニ付テハ當會社其責ニ任セス
- 二、受寄物ノ損害カ火災ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險者ニ填補ノ責任アルトキ若クハ其貨物ニ對シ寄託者ノ申込ニ依リ當會社ハ於テ火災保險ニ付モサリシトキハ重大ナル過失無キ限リ當會社ハ其損害ニ對シ賠償ノ責ヲ免ル、モノトス
- 三、本證券所持人ニ於テ受寄物ニ關シ損害ノ賠償ヲ請求セントスルトキハ當會社力保管上注意ヲ怠リタルコトヲ證明スヘキモノトス
- 四、當會社ノ賠償金額ハ受寄物ニ對シ火災保險ヲ付シタル時ハ其保險金額又保險ヲ付セザリシトキハ其寄託申込價格ヲ限度トシ損害當時ノ時價ニ依リテ之ヲ算出ス
- 五、受寄物ニ對シ火災保險ハ當會社ト保險者トノ特約ニ依ルモノトス
- 六、保管期間滿了後出庫又ハ期間更新ノ手續ヲナサザルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケ尙ホ場合ニハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ處分スルコトアルヘシ
- 七、受寄物ノ保管料、立替金又ハ出入、運搬、検査、見本ノ抽出、防疫其他處分及保存ニ關スル費用ハ本證券所持人ノ負擔トス
- 八、當會社ニ於テ催告チナス場合ニハ管轄區裁判所ノ登記事項ヲ廣告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲スコトアルヘシ
- 九、本約條ニ記載セザル事項ハ總テ當會社營業規則ニ據ル

欄 取 受										欄 渡 讓										
日	附	受取個數	殘餘個數	受取人氏名印	當會社認印	日	附	讓渡人氏名印	讓受人氏名	日	附	讓渡人氏名印	讓受人氏名	日	附	讓渡人氏名印	讓受人氏名			
大正	月	年	大正	月	年	大正	月	年	大正	月	年	大正	月	年	大正	月	年	大正	月	年
		五拾俵	四百五拾俵	吉野謙吉				吉野謙吉												

大正十三年三月二十日印刷
大正十三年三月二十五日發行

最新商業要綱上卷與附

大正十三年度
定價金壹圓八拾錢

所有著作

發行者
吉野謙吉 共著

發行所
吉野謙吉 共著
大阪府西區河波座通四丁目二十番地
大阪府北區會根崎上三丁目一五五番地
大阪府南區順慶町一丁目三十七番地

取		欄	
月	日	月	日
大正	三月	大正	三月
大正	二月	大正	二月
大正	一月	大正	一月
大正	十二月	大正	十二月
大正	十一月	大正	十一月
大正	十月	大正	十月
大正	九月	大正	九月
大正	八月	大正	八月
大正	七月	大正	七月
大正	六月	大正	六月
大正	五月	大正	五月
大正	四月	大正	四月
大正	三月	大正	三月
大正	二月	大正	二月
大正	一月	大正	一月

大正十三年三月二十日印刷
大正十三年三月二十五日發行

新商業要綱上卷 奧附
大正十三年度
定價金壹圓八拾錢



著者

發行者

印刷者兼

印刷所

吉野謙吉 共著

柏佐一郎

松本善次郎

大阪巖松堂印刷部

大阪市西區阿波座堀通四丁目二十番地

大阪市北區會根崎上三丁目一五五番地

大阪市南區順慶町一丁目三十七番地

發兌元

大阪市西區(電話新町四三番)
阿波堀通四丁目(振替大阪四三番)
大阪市北區(電話北一六五三番)
會根崎上三丁目(振替大阪三一九七二番)

大阪寶文館
大阪巖松堂

終